



RIETI Discussion Paper Series 06-J-053

**地域経済統合におけるダンピング防止措置の  
適用に関する規律  
—横断的比較を通じた規律導入の条件に関する考察—**

川島 富士雄  
名古屋大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 地域経済統合におけるダンピング防止措置の適用に関する規律 —横断的比較を通じた規律導入の条件に関する考察—

川島富士雄\*

### 要 旨

本稿は、各種地域経済統合においてダンピング防止（AD）措置の適用に関し、いかなる規律が導入されているか横断的に比較することを通じ、いかなる条件が整えば、そうした規律が導入されるか考察するものである。各種地域経済統合は、第 1 に欧州共同体（EC）、欧州経済地域（EEA）、オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定（ANZCERTA）、カナダ・チリ自由貿易協定及び EFTA・シンガポール自由貿易協定といった AD 措置の適用を廃止したタイプ、第 2 にシンガポール・ニュージーランド自由貿易協定、シンガポール・ヨルダン自由貿易協定等のように WTO・AD 協定を超える実体的規律（WTO プラス）を導入したタイプ、第 3 に最近の米国の自由貿易協定等のように何らの WTO プラスも盛り込まないタイプに大きく分けることができる。これらの地域経済統合の経験を、ダンピング成立条件やダンピング防止措置の存在意義に関する諸理論に照らして分析すれば、AD 措置を廃止するために必要な条件は、第 1 に自由貿易の完成による公的市場分断の除去、第 2 に競争法の調和による私的市場分断の除去であり、第 3 に競争法による代替的規律の導入と執行協力によってダンピングへの対処方法が与えられれば、さらに廃止がスムーズとなると考えられる。その意味で、AD 措置適用廃止は、まさに地域経済統合の「市場統合度を示す指標」ということができよう。他方、AD 措置に関し WTO プラスの規律を導入する条件としては、当事国が WTO・AD 措置ルール交渉等に向けた先例形成に共通の利益を有すること、当事国間で一方のみが他方に AD 措置を適用するようなアンバランスな状況にないこと等を挙げることができる。これらの知見は、WTO・AD ルール交渉の進展に向け、また、我が国が今後締結する自由貿易協定／経済連携協定等の交渉実務に対し、一定の示唆を与えると思われる。

\* 名古屋大学大学院国際開発研究科助教授。Email : [fkawa@gsid.nagoya-u.ac.jp](mailto:fkawa@gsid.nagoya-u.ac.jp)。本稿は（独）経済産業研究所「地域経済統合への法的アプローチ」研究プロジェクト（代表：川瀬剛志フェルティフェロー）の成果の一部である。本稿の執筆にあたって、聞き取り調査及びその準備に御協力頂いた皆様に、ここに心より御礼申し上げたい。

## 1. はじめに

### 1. 1 問題意識と本稿の目的

ダンピング防止措置（以下「AD 措置」という。）の濫用が問題にされて久しい<sup>1</sup>。ウルグアイ・ラウンド交渉において、それに対する規律強化の必要性が叫ばれ、同交渉の結果、成立した世界貿易機関（以下「WTO」という。）の新ダンピング防止協定（以下「AD 協定」という。）は一定の成果を上げたが、WTO 発足後 10 年以上経っても、なお AD 措置の濫用に歯止めがかかる様子はなく、かえって「新規適用国（ニュー・ユーザー）」が増加する傾向にある<sup>2</sup>。WTO ドーハ新ラウンドにおいて AD 措置に関する規律の強化に関する交渉が行われており、包括的な条文案がまとめられつつあるが、各国の主張の間には大きな差異があり<sup>3</sup>、必ずしも大きな進展が期待できないようである。

このような背景の下、本稿では、自由貿易協定（以下「FTA」という。）や関税同盟といった地域経済統合において、AD 措置の適用に関し、いかなる規律が導入されているか横断的に比較を行うことを通じ<sup>4</sup>、いかなる条件を整えば、そうした規律が導入されるか考察する<sup>5</sup>。この作業を通じ、第 1 に、WTO・AD ルール交渉の進展に向けた示唆を得ること、第 2 に、我が国が今後締結する FTA／経済連携協定（以下「EPA」という。）等の交渉実務に対する示唆を得ることが本稿の目的である。

### 1. 2 検討の対象と本稿のアプローチ・構成・特徴

本稿の検討対象としては、主に、第 1 に、欧州を中心とした地域経済統合グループ、つまり欧州共同体（以下「EC」という。）、欧州経済地域（以下「EEA」という。）等、第 2 に、オーストラリア（以下「豪」という。）、ニュージーランド（以下「NZ」という。）及びシンガポールを軸とした地域経済統合グループ、つまり豪・NZ 経済緊密化協定（以下「ANZCERTA」という。）、及び最近の豪・NZ・シンガポール締結 FTA 群、

<sup>1</sup> WTO 発足前の AD 措置の濫用の具体例の紹介として、松下 [2001] pp.82-107。

<sup>2</sup> Prusa [2001] p.594。同様の指摘として、川合 [2003] pp.45-47。1980 年後半まで、AD 法はカナダ、ニュージーランド、オーストラリア、米国及び EC の 5 ヶ国のみで適用の 95% を数えていた。1987～1997 年のデータの分析として、Miranda *et al.* [1998]。しかし、1995 年 1 月 1 日の WTO 発足後、2005 年末までの期間に、AD 措置調査を開始した加盟国及び発動した加盟国の数は、それぞれ 41 ヶ国、38 ヶ国である。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

<sup>3</sup> 例えば、経済産業省通商政策局 [2006] pp.386-389。

<sup>4</sup> 地域経済統合における貿易救済措置の取り扱いについて同様の横断的比較を行った我が国の先行研究として、相楽 [2002]。但し、同研究は、本稿の主な対象とする AD 措置のみならず、補助金相殺措置及びセーフガード措置も含めて横断的比較を行っている。

<sup>5</sup> WTO 地域貿易協定委員会における作業においては、関税同盟及び自由貿易地域において「少なくとも…実質上すべての貿易について、廃止」することとなっている GATT24 条 8 項(a)(i)及び(b)の意味における「その他の制限的通商規則」に AD 措置等貿易救済措置が含まれるか否かに議論が集中している他、また域内国間通商に関する AD 措置適用廃止と競争法代替と域外第三国に対する AD 措置適用継続の二重システムが貿易を歪曲するおそれがあるとの懸念が表明されている。WTO [2000] paras.8(d), 45, 56-57。同議論の紹介として、東條 [2004] pp.125-126。しかし、本稿ではその観点からの検討に必ずしも踏み込まない。

第 3 に、米国を軸とした地域経済統合グループ、つまり北米自由貿易協定（以下「NAFTA」という。）及び最近の米国主導 FTA 群、第 4 に、カナダ、メキシコ及びチリを軸とした地域経済統合グループ、第 5 に、我が国が締結した FTA/EPA を取り上げる。

検討のアプローチとしては、第 1 に、AD 措置関連規律に関する議論のための用語を整理した上で（**2. AD 措置関連規律における用語の整理**）、第 2 に、①AD 措置適用廃止の有無・内容、②AD 措置に関する実体的規律の有無・内容、③AD 措置に関する特別紛争処理手続の設置等手続的規律の有無・内容（以下では以上の①、②及び③を総称して「AD 措置関連規律」という。）、④競争法関連規律の有無・内容の大きく 4 つの観点から、上記地域経済統合群の比較対照表を作成し、そこから各地域経済統合グループが持つ大きな特徴・傾向をつかみとるよう努める（**3. 横断的比較分析**）。本稿で特に競争法関連規律にも着目するのは、従来地域経済統合における AD 措置適用廃止にとって競争法関連規律の導入が必要条件であるか否かについて論争があったためである<sup>6</sup>。ここで取り上げる競争法関連規律には、加盟国間競争法のハーモナイゼーション（以下「競争法調和」という。）、同執行協力（以下「競争法執行協力」という。）及び超国家執行機関の設置等を含める<sup>7</sup>。第 3 に、これらの地域経済統合における AD 措置関連規律が歴史的に見て、どのように相互に影響しあってきたのか分析し、系統的整理も試みる（**4. 歴史的系統整理**）。なお、第 2 及び第 3 の検討においては、海外聞き取り調査（豪・NZ、2006 年 1～2 月実施）も実施し、文献研究に基づく知見の補強・裏づけに努めた。第 4 に、AD 措置廃止や AD 措置に関する規律強化が導入されるための条件について考察を加える予備的作業として、ダンピング成立条件、AD 措置の正当化論、AD 措置に対する規律強化論・廃止論を整理・概観する（**5. 規律導入の条件に関する考察のための予備的整理**）。第 5 に、以上の検討を土台に、AD 措置廃止が導入されるための条件について考察を加える（**6. AD 措置廃止の条件に関する考察**）。第 6 に、AD 措置に関する規律強化の導入のための条件も含め、得られた知見をまとめ、将来に向け展望する（**7. まとめと展望**）。

こうした地域経済統合における AD 措置関連規律については、すでに EC、ANZCERTA、NAFTA 等における経験に基づいた多くの論考が存在する<sup>8</sup>。本稿では、第 1 にそれらの知見を土台にしつつも最新の動向にも分析を加える<sup>9</sup>。第 2 に、これらの地域経済統合において AD 措置関連規律が導入された条件を考察する際には、AD 措置の正当化根拠に関する学説を参照し、これらが各地域経済統合における経験と理論的

<sup>6</sup> 競争法に関する共通規律が AD 措置適用廃止の前提条件であるとする論考として Marceau [1995] pp.35-36。他方、これに対し疑問を呈する論考として Hoekman [1998]。

<sup>7</sup> 地域経済統合における競争法関連規律については、瀬領 [2006] 参照。

<sup>8</sup> Warner [1992]; Winham and Grant [1994]; Hoekman and Mavroidis [1994]; 相楽 [2002]。特に本稿と同様の視点で検討するものとして、Hoekman [1998]、Marceau [1995]。

<sup>9</sup> 本稿で紹介した情報は、特に断りがない限り、2006 年 7 月 17 日現在のものである。

に整合するかどうか考察を加える。第 3 に、以上の検討に基づいて AD 措置規律強化論又は廃止論が目指すべき長期的な議論の方向性を指し示すよう努める。

## 2. AD 措置関連規律における用語の整理

ここでは 3. 以下の記述を読み進める上で前提となる AD 措置関連規律における用語を整理する。AD 措置は、関税及び貿易に関する一般協定（以下「GATT」という。）6 条に基づいて GATT 締約国に発動が認められる措置である。輸入国は、特定の輸出国からの製品の自国市場に対する輸出価格が正常価額を下回り、かつ輸入国の産業に実質的な損害を与える等損害要件を満たす場合、その差額（ダンピング・マージン）を上限とするダンピング防止税（以下「AD 税」という。）を当該産品に賦課すること等が認められる（GATT6 条 2 項）。ここでいう「正常価額」は、原則として同種の産品の輸出国価格を用いるが（GATT6 条 1 項 (a)）、比較可能な輸出国価格がない場合には、例外的に、第三国向け輸出価格又はコストと利潤の合計である構成価額を用いることが認められている（GATT6 条 1 項(b)(i), (ii)）。よって、正常価額として輸出国価格又は第三国向け輸出価格が用いられる場合、ダンピングとは「国際的価格差別」を意味することになるが、正常価額として構成価額が用いられる場合は、ダンピングとは「コスト（＋利潤）割れ価格」を意味することに注意が必要である。

WTO 発足によって発効した AD 協定は、ダンピング・マージンの計算方法、損害認定方法、調査の開始、AD 税の賦課等様々な側面に関する規律を強化・導入した。ここでは 3. 以下の記述を読み進める上で必要な範囲で、AD 協定の規律の一部を紹介する。

### ① デミニマス・マージン (*de minimis margin*)

調査当局は、ダンピングの価格差が僅少 (*de minimis*) であるものと決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。ダンピングの価格差が、輸出価格の 2%未満であるときに僅少であるものとみなす (AD 協定 5.8 条)。

### ② ネグリジブル・ダンピング (*negligible dumping*)

調査当局は、ダンピング輸入の量が無視することのできるもの (*negligible*) であると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の産品の輸入の量の 3%未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす (AD 協定 5.8 条)。

### ③ レッサー・デューティ (*lesser duty*)

ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額の AD 税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、AD 税の額は、その少ない額 (*such lesser duty*) であることが望ましい (*desirable*) (AD 協定 9.1 条)。

### ④ サンセット (*sunset*)

いかなる確定的な AD 税も、その賦課の日等から 5 年以内に撤廃する。この AD 協定 11.3 条は通常サンセット条項と呼ばれている。

以下では、当該規律の適用によって、直接、賦課対象になるかどうか、賦課される税率等に影響が生じうる規律を実体的規律と呼びたい。上記では①、②及び④は賦課対象となるかどうか、賦課が撤廃されるかどうかに影響しうる規律であり、③は賦課される税率に影響しうる規律であり、いずれも実体的規律に分類することができる。

これに対し、AD 措置に関する特別の紛争処理手続の設置、国内産業から AD 調査を求める提訴があった時の通報義務、関係国間の事前協議義務などは当該規律の存在によって直接に賦課の有無・税率等に影響が生じうるものではない。これらは以下では手続的規律と呼びたい。

### 3. 横断的比較分析

各地域経済統合における AD 措置関連規律については、1998 年の WTO 事務局報告書が統計的な調査結果を取りまとめている。その中で調査対象となった 69 件の地域貿易協定中、62 の地域貿易協定が域内加盟国間通商に関し AD 措置の発動をなお許容している<sup>10</sup>。内訳は、関税同盟が 10 件中 8 件、自由貿易協定が 59 件中 56 件である。よって、地域経済統合に伴い AD 措置発動が禁止された事例は、合計 5 件と全体のごくわずかな割合を占めるに過ぎない。しかし、本報告書は 1998 年初めまでのデータに基づくため、必ずしも最新の重要な動向を反映するものではないことに注意が必要である。

以上の認識を前提に、以下では、地域経済統合グループ毎に AD 措置関連規律の有無・内容を紹介し、横断的に比較する。表 1～6 を合わせて参照されたい。

---

<sup>10</sup> WTO [1998] pp.19-20, Table VI.7 - Anti-dumping duties.

### 3. 1 欧州を中心とするグループ（表 1 参照）

表 1 欧州を中心とするグループ

略称	EC	EEA	中東欧欧州協定	地中海連合協定
発効年	1958	1992	1992～	1997～
AD 適用 廃止	○ (1968～)	○ (農水産品除く)	—	—
競争法 規律	○ (超国家機関が 執行)	○ (超国家機関が 執行共管)	○ (調和、執行協 力)	○ (調和、執行協 力)
AD 規律	—	—	○ (事前協議等)	○ (事前協議等)
CVD 適用 廃止	○	○ (農水産品除く)	△ (経過期間後国家 補助規制に移行)	△ (経過期間後国家 補助規制に移行)
補助金 規律	○ (超国家機関が 執行)	○ (超国家機関が 執行共管)	○	○

注：太線は大きくタイプの異なることを示す。水色は AD 措置適用廃止、緑は AD 措置実体的規律、黄色は AD 措置手続的規律を意味する。CVD は補助金相殺措置を示す。以下、同じ。

#### 3. 1. 1 欧州共同体 (The European Community, EC)

各地域経済統合の中でも先駆的に AD 措置関連規律を導入したのが、欧州共同体 (EC) の前身である欧州経済共同体 (the European Economic Community, EEC) である。EEC を設立するローマ条約 (1958 年発効) は、関税同盟を設立し、経過期間を経て 1968 年に域内において関税を完全に廃止した。さらに同条約は域内加盟国間の通商に影響を及ぼす競争制限行為を規制対象とする統一的な競争法を整備するだけでなく、超国家的機関である EEC 委員会 (現在の欧州委員会) を設置し、同競争法の執行権限を付与し、かつ、国内裁判所における直接援用を認めた (direct effect)。

他方で、域内加盟国間での AD 措置及び補助金相殺関税の適用は、関税同盟完成までの上記経過期間を経て、完全に廃止された (ローマ条約 91 条)。結果として、域内生産者は、域外からのダンピング輸入に対し EC 統一のダンピング防止規則に基づいて調査を求めることができるが、域内の生産者によるダンピング行為に対しては、上記の競争法に基づいて欧州委員会に措置を求めるか、又は国内裁判所に救済を求めることとなる。それぞれについて争いがある場合は、(現在は第一審裁判所を経て) 最終的に欧州司法裁判所の判決によって法解釈が統一される。

ローマ条約 85 条及び 86 条 (現行 EC 設立条約では 81 条及び 82 条) は、競争制限的協定・協調的行為及び市場支配的地位の濫用をそれぞれ禁止している。AD 措置の適用があれば対象になりうるダンピング行為は、例えば略奪的価格設定又は差別対価とい

った市場支配的地位の濫用として EC 競争法の禁止対象となる。その意味で EC 域内通商に関し AD 措置は廃止され、超国家機関による統一的競争法規制によって代替されたと評価することができる<sup>11</sup>。また、域内加盟国政府の補助金については、ローマ条約 92 条（現行 EC 設立条約では 87 条）以下が国家補助の規制に関する規定を設けており、委員会により共同市場に適合しない国家補助は禁止される。その意味では EC 域内通商に関し補助金相殺関税は廃止され、同じく競争法による規制によって代替されたと評価することができる。さらに、ローマ条約 90 条（現行 EC 設立協定では 86 条）は公的企業や独占権を付与された企業に関し、加盟国が EC 競争法等の規律に反する措置を導入又は維持することを禁止している。全体として、EC 競争法は各加盟国市場を分断する又は域内市場における競争を歪曲する公的措置及び私的競争制限行為を主たる禁止・規制対象としていると要約することができる。

但し、後述の ANZCERTA との対比のために指摘すれば、EC では必ずしも各加盟国に対し競争法の制定、又はそれらの調和を義務付けていない。例えば、イタリアで包括的な競争法が制定されたのは実に 1990 年になってからであった<sup>12</sup>。

### 3. 1. 2 欧州経済地域 (The European Economic Area, EEA) <sup>13</sup>

EEA は上記 EC と欧州自由貿易連合 (the European Free Trade Association. 以下「EFTA」という。) 加盟国 (但しスイスを除く。) との間で締結され、その結果設立された自由貿易地域である。域内では、物及びサービスの貿易の自由化、人や資本の移動の完全な自由化が実現されている。EC と EFTA の間では、工業製品に対する関税を撤廃する自由貿易協定が 1972 年に既に結ばれていたが、AD 措置と補助金相殺措置は維持されていた。そのため EFTA 諸国 (特にスウェーデン) は、1992 年の EEA の締結において、AD 措置と補助金相殺措置の撤廃を主要な目的の一つと考えていた<sup>14</sup>。結果的に EEA 協定 26 条<sup>15</sup>は、AD 措置及び補助金相殺措置は、締約国間において適用されない旨規定している。ただし、議定書 13<sup>16</sup>により、当該不適用の範囲は EEA の対象

<sup>11</sup> Trebilcock [1996] p.91.

<sup>12</sup> Hoekman [1998] p.15.

<sup>13</sup> EEA 及び EFTA の協定条文については、次を参照。 <http://secretariat.efta.int/Web/legaldocuments/>.

<sup>14</sup> Hindley and Messerlin [1993] pp.363, 368.

<sup>15</sup> EEA Article 26: Anti-dumping measures, countervailing duties and measures against illicit commercial practices attributable to third countries shall not be applied in relations between the Contracting Parties, unless otherwise specified in this agreement.

<sup>16</sup> Protocol 13 on the Non-Application of Anti-Dumping and Countervailing Measures: The application of Article 26 of the Agreement is limited to the areas covered by the provisions of the Agreement and in which the Community acquis is fully integrated into the Agreement. Moreover, unless other solutions are agreed upon by the Contracting Parties, its application is without prejudice to any measures which may be introduced by the Contracting Parties to avoid circumvention of the following measures aimed at third countries:

- anti-dumping measures;
- countervailing duties;
- measures against illicit commercial practices attributable to third countries.



かついわゆる「アキ・コミュノテール」(acquis communautaire or Community acquis)が十分に盛り込まれた分野に限られ、また、第三国からの迂回を避ける場合には AD 措置・補助金相殺措置を発動することができる。EFTA 加盟国は、共通農業政策 (CAP) と共通漁業政策については EC と政策を共有しなかったため、AD 措置及び補助金相殺措置の不適用の範囲から、農水産品は除外されている<sup>17</sup>。

EEA の締結により、EFTA は EC の acquis communautaire の一部である競争法や国家補助規制についてルールを共有することとなった<sup>18</sup>。その結果、EC 域内の場合と同様、EEA 域内において統一競争法は国内法上の直接効果を有し、かつ超国家機関 (欧州委員会及び EFTA 監視機関<sup>19</sup>が管轄を分担<sup>20</sup>) により執行される<sup>21</sup>。よって、EEA 域内のダンピング行為は EC 競争法によって市場支配的地位の濫用として規制されることになる。

### 3. 1. 3 欧州自由貿易連合 (The European Free Trade Association, EFTA) <sup>22</sup>

EFTA は 1960 年に調印された条約に基づき設立されたが、1992 年の EC との EEA 締結、1999 年のスイス・EC 間の自由貿易協定の締結を受け、同条約は 1999 年に大幅な改正が行われた。これにより、EFTA 域内のアンチダンピング措置と補助金相殺関税措置が廃止された (EFTA Convention 36 条及び 16 条)。

### 3. 1. 4 欧州協定 (European Agreements)

1990 年代に入り、EC と中東欧 10 ヶ国 (ブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、及びスロベニア) は、欧州協定を順次締結した<sup>23</sup>。当該協定は政治、経済、社会等広範な分野の協力関係を規定するものだが、批准発効に時間が掛かることが予想されたため、貿易関連分野のみ暫定協定として発効させ、自由貿易地域の設立を先行させた<sup>24</sup>。なお、工業品関税に

<sup>17</sup> 例えば、WT/DS 337/1(European Communities — Anti-Dumping Measure on Farmed Salmon from Norway: Request for Consultations by Norway)は、EC がなおノルウェー産の水産品に対し AD 措置の適用を継続していることを示す一例である。

<sup>18</sup> EEA 協定 53～54 条、57 条、59 条及び 61～64 条。EC の acquis communautaire の共有について、EEA 協定 6 条。

<sup>19</sup> EFTA 加盟国が、EC の欧州委員会に対応した形で設置する独立の監視機関 (EFTA Surveillance Authority)。EEA 協定 108.1 条。

<sup>20</sup> EEA 協定 55～59 条。

<sup>21</sup> 実際に 1994～1996 年の間で 600 を越える EEA 競争法決定が両当局によってなされており、数件でのみ両当局間の意見の不一致が見られたに過ぎない。Smith [1998] p.54.

<sup>22</sup> 2006 年 7 月現在の加盟国は、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス。

<sup>23</sup> EC と中東欧諸国との欧州協定について、田中 [2002]。欧州連合の中東欧諸国及びトルコ等との関係についての包括的な研究として、羽場他 [2006]。

<sup>24</sup> チェコ、スロバキア、ハンガリー及びポーランドとは 1992 年 3 月 1 日発効、ルーマニアとは 1993 年 5 月 1 日発効、ブルガリアとは 1993 年 12 月 31 日発効、リトアニア、エストニア及びラトビアとは 1995 年 1 月 1 日発効、スロベニアとは 1997 年 1 月 1 日発効。

ついて EC 側は 1997 年初めに、中東欧側が 2002 年初めまでにそれぞれ全廃している<sup>25</sup>。

この暫定協定の競争政策の規定では、ローマ条約 85、86、90 及び 92 条（現行 EC 設立協定 81 条、82 条、86 条及び 87 条）がその判例法とともに取り込まれるため、加盟国間の通商に影響を及ぼす私企業による競争制限行為、国家独占企業及び国家補助が規制の対象とされる。また、連合理事会<sup>26</sup>がその運用規則を発効から 3 年以内に採択することが規定されている<sup>27</sup>。しかし同規則では、EEA のような管轄分担は予定されておらず、各加盟国の国内競争法をそれぞれ適用するとされるが、積極的礼讓の規定を含む EC・米国間の競争法共助協定<sup>28</sup>をモデルとした協力が予定されている<sup>29</sup>。なお、運用規則<sup>30</sup>が発効するまでの間は、補助金相殺関税の適用が認められるが<sup>31</sup>、その後は原則として国家補助規制に代替されることとなる。ただし、同運用規則が採択後も不適切に運用されている場合には、連合理事会において協議後、GATT・WTO ルールに適合的な補助金相殺措置等を含む適切な措置を取ることが認められている<sup>32</sup>。他方、AD 措置は、上記の競争法の調和にもかかわらず基本的に適用廃止が予定されていない<sup>33</sup>。競争法での対処不可能な場合は、WTO における AD 協定の規律がそのまま EC・中東欧間では維持されることになるが、別途調査開始前又は後の迅速な通報<sup>34</sup>や暫定措置・確定措置を適用する前に事前協議の機会を提供する、AD 課税よりも価格約束を優先する等の規定が盛り込まれた<sup>35</sup>。

なお、2004 年 5 月 1 日、チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア及びスロバキアの 10 ヶ国が EC に加盟した。そのため上記中東欧諸国で 2006 年 7 月現在、なお欧州協定の待遇を受けているのは、ルーマニア及びブルガリアの 2 ヶ国<sup>36</sup>のみである。

### 3. 1. 5 欧州・地中海連合協定

---

<sup>25</sup> 田中 [2002] p.128。

<sup>26</sup> 連合理事会とは、連合協定の実施を監督するために設置される機関であり、EC 理事会の構成員及び欧州委員会の構成員並びに相手国政府が任命する構成員によって構成される。例えば、ブルガリアとの欧州協定の 105 条及び 106 条.1 項。

<sup>27</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定 64 条 3 項。

<sup>28</sup> 瀬領 [2006] pp.12-13。

<sup>29</sup> Jacob [1998] p.35。

<sup>30</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定に基づいて、1997 年 10 月 7 日に競争法に関する共同規則が採択されている。Official Journal of the European Communities L 15/37(21. 1. 98)。

<sup>31</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定 64 条 6 項。

<sup>32</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定 64 条 6 項。

<sup>33</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定 30 条。ポーランドとの欧州協定に即した同規定の説明として、Marceau [1995] pp.48-49。

<sup>34</sup> 例えば、ブルガリアとの欧州協定 34 条 3 項(b)は輸入国に調査開始後の通報を義務付け、30 日以内に満足行く解決が得られない場合に措置の適用を認める旨規定する。

<sup>35</sup> これらの規定の機能について、Romero [1999] pp.444-446。

<sup>36</sup> なお、ルーマニア、ブルガリアの 2 ヶ国は 2005 年 4 月 25 日に EU 加盟条約に調印しており、加盟交渉が順調に進めば 2007 年 1 月 1 日の加盟が見込まれている。下記を参照。

[http://jpn.cec.eu.int/union/showpage\\_ip\\_union.enlargement.php](http://jpn.cec.eu.int/union/showpage_ip_union.enlargement.php)

1995年のバルセロナ首脳会議で開始された欧州地中海パートナーシップ（Euro-Mediterranean Partnership）の下、ECと地中海諸国10ヶ国<sup>37</sup>との間でも、中東欧諸国と同様の欧州協定（1995年～）が締結されている<sup>38</sup>。そこでは加盟国間の貿易に影響を及ぼす私的競争制限行為、国家独占企業等及び国家補助に関する規律の調和が予定されるものの、やはりAD措置の廃止は予定されていない<sup>39</sup>。その具体例が1995年にイスラエルとの間で締結した欧州地中海連合協定（2000年6月1日発効）、同年締結のチュニジアとの同協定（1998年3月1日発効）、1996年締結のモロッコとの同協定（2000年3月1日発効）である。

例えばモロッコとの同協定24条ではAD措置に関しWTO協定上のルールが確認されている他、27条ではAD調査開始後可能な限り速やかに輸出国に対し通報することが義務付けられ、30日以内に満足いく解決が得られない場合、輸入国は適切な措置の適用が認められる旨規定している。また、36.1条ではEC競争法を参照した競争法ルールが盛り込まれているが、36.3条では国家補助に関する施行規則が採択されない間（発効後5年の経過期間）は、GATT・WTOの補助金相殺措置等のルールが適用される旨規定されている。なお同施行規則が採択後も不適切に運用されている場合等には、連合委員会において協議後、GATT・WTOルールに適合的な補助金相殺措置等を含む適切な措置を取ることを認めている（36.6条）。他の協定もほぼ同一の規定内容である<sup>40</sup>。

但し、トルコとの間では自由貿易協定ではなく既に1995年末に関税同盟が形成されている。同協定44条では、連合理事会が、一方当事国の要請で、（セーフガード措置以外の）貿易救済措置の適用原則を見直す手続を用意している。その見直しにおいては、トルコがアキ・コムノテールの競争法、国家補助その他関連部分を既に実施しており、域内市場に存在しているのと同等の不公正競争に対する保障を提供していることを条件に貿易救済措置の適用の停止を決定できると規定している。なお、同条に関するEC声明には、欧州委員会はAD調査開始前にトルコに情報を提供し、かつ、AD税よりも価格約束を優先する旨規定されている。

EC・トルコ関税同盟は、AD措置及び補助金相殺措置の何れも競争法関連ルールの実施を条件として廃止が見込まれているのに対し、欧州協定や連合協定が競争法共通ルールの実施が不適切である場合に、AD措置及び補助金相殺措置等の発動を認めている

---

<sup>37</sup> アルジェリア（2002年4月署名、2005年9月発効）、エジプト（2001年6月署名、2004年6月発効）、イスラエル（1995年11月署名、2000年6月発効）、ヨルダン（1997年11月署名、2002年5月発効）、レバノン（2002年6月署名、暫定協定2003年3月発効）、モロッコ（1996年2月署名、2000年3月発効）、パレスチナ統治機構（1997年2月署名、暫定協定1997年7月発効）、シリア（草案承認2004年10月）、チュニジア（1995年7月署名、1998年3月発効）、及びトルコ（関税同盟、1996年1月）。同種の連合協定を締結していたキプロスとマルタは2004年5月1日にECに加盟した。

<sup>38</sup> 次を参照。[http://ec.europa.eu/comm/trade/issues/bilateral/regions/euromed/aa\\_en.htm](http://ec.europa.eu/comm/trade/issues/bilateral/regions/euromed/aa_en.htm).

<sup>39</sup> Hoekman [1997] p.400. Harpaz [2005] pp.458-459も参照。

<sup>40</sup> 但し、チュニジア及びモロッコとのFTA36条2項はEC設立協定85、86及び92条の適用から生じる基準等に基づくとするが、イスラエルとのFTA36条ではそのような参照がなされていない。よって、イスラエル内ではイスラエル独自の競争法が適用されることとなる。

のは、やや取扱いに差異があるものの、競争法の調和義務の存在にもかかわらず、ECがこれらの国における競争法運用の実効性に疑問を抱いていることが示唆されている点で共通している。さらに、3種の協定ともAD措置適用に関し一定の手続的規律（調査開始前又は後の通報、協議条項、価格約束優先等）を設けている点でも共通している。

### 3. 1. 6 ECの最近の自由貿易協定

ECはメキシコ（2000年発効）、チリ（2003年2月1日に通商部分暫定発効）との間で自由貿易協定を締結しているが、いずれの協定にもAD措置の廃止又は規律強化の規定は盛り込まれておらず、WTO協定上の権利と義務を確認するに留まっている（それぞれ14条、78条）。

### 3. 2 豪・NZ・シンガポールを中心とするグループ（表2及び表3参照）

表2 豪・NZを中心とするグループ<sup>41</sup>

略称	ANZCERTA	NZ星 CEP	豪星 FTA	豪タイ FTA	NZタイ CEP
発効年	1983	2001	2003	2005	2005
AD適用 廃止	○ (1990～)	—	—	—	—
競争法 規律	○（調和、執行 協力）	△（APEC原則 確認、協力）	△（競争法維持 義務、協力）	△（競争法維持 義務、協力）	△（原則確認、 協力）
AD実体的 規律	—	デミニ2→5%、 ネグ3→5%、 調査期間少なくと も12ヶ月、サン セット5年→3年	調査期間少なくと も12ヶ月、レッ サー・デューティ	価格約束規定、 調査期間少なくと も12ヶ月、例外6 ヶ月以上	—
AD手続 的規律	—（83年協定には 提訴通報義務等）	提訴通報義務	提訴通報義務	—	—
CVD適 用廃止	— (締結後適用なし)	—	—	—	—
補助金 規律	○（輸出補助金 禁止等）	○（農業を含む輸 出補助金禁止等）	○（農業を含む輸 出補助金禁止）	—	—

注：星はシンガポールを指す。以下、同じ。

<sup>41</sup> 豪・NZ締結のFTAについては、それぞれ次を参照。<http://www.dfat.gov.au/trade/>,  
<http://www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/ceps/cepindex.html>.

### 3. 2. 1 豪・NZ 経済緊密化協定 (ANZCERTA)

1983年1月、オーストラリアとNZの間で、両国の経済を漸進的に統合するために締結した豪・NZ 経済緊密化協定 (Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement, ANZCERTA) が発効した。同協定 12 条(1)(a)には、「制限的商慣行・・・に関する要件を調和させるために措置の範囲を検討する」という規定が盛り込まれた。当時の両国の競争法は実体法及び執行の側面ともに大きな違いを有していたが<sup>42</sup>、上記調和規定に基づく作業の結果、1986年、NZ はオーストラリアとの協議の下、オーストラリアの取引慣行法の規定を幅広く採用した新しい競争法を制定した (1986年商業法、the Commerce Act of 1986)。

さらに、両国は 1988 年に ANZCERTA 議定書を締結し、両国間の関税及び輸入数量制限を 1990 年 7 月までに撤廃することに合意した。同議定書 4 条は、相手国原産の産品について、同年 7 月以降、AD 措置の適用を免除し、新たな調査を開始しない旨規定している。これを受け、1990 年 7 月、両国はこの規定を実施する法律を制定・施行した。その第 1 がダンピング防止法の改正であり、第 2 が競争法の改正である。

後者の競争法の改正においては、すでに 1986 年の競争法調和によって、両国がほぼ類似した規定を有していた市場支配的地位の濫用規定 (豪法 46 条、NZ 法 36 条) が着目された。改正では両国法を自国市場内のみならず、両国市場の全体又はいずれかの市場を意味する「環タスマン市場(Trans-tasman market)」における支配力の濫用に対し規制を加えることを可能とすると同時に (豪法 46 条 A 及び NZ 法 36 条 A の新設)、それぞれが他方当事国の事業者に対する適用、一方当事国の執行機関による調査への他方当事国執行機関の協力、相互司法協力<sup>43</sup>等を可能とする規定をそれぞれ盛り込んだ。但し、この改正ではサービスのみの市場からの競争事業者排除行為は規制対象とされておらず、物品貿易のみを対象とする AD 措置の廃止の代替措置であることが明確化されている (豪法 46 条 A(1)(f)及び NZ 法 36 条 A(1)(f))。

なお、ANZCERTA では、補助金については輸出補助金の禁止などのルールを導入しているが (9 条)、相殺措置の廃止はなされていない(16 条)。

### 3. 2. 2 シンガポール・NZ 経済連携協定(2001)等

2001 年に発効したシンガポールと NZ の経済連携協定(Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership)は、自由化率 100%の自由貿易地域を形成した。その 9 条には、「AD 調査により一層の規律を加え、かつ AD 措置が恣意的又は保護主義的に用いられる機会を最小化する目的で、両国間の貿易について、WTO・AD 協定の実施に関し、次のような変更を合意する。」との柱書の下、次の

<sup>42</sup> Ahdar [1991] pp.321-322.

<sup>43</sup> これら法改正、執行協力、司法共助に関する紹介として、Barker and Beaumont [1992] pp.568-573.

ような AD 措置関連規律が盛り込まれており、注目される<sup>44</sup>。

- ①デミニマス・マージンを AD 協定 5.8 条の 2%未満から 5%未満に引上げ。この規定は新規案件のみならず、還付及び見直し案件にも適用される (9.1 条 a)、b))。
- ②通常ネグリジブルとみなされるダンピング輸入量を AD 協定 5.8 条の 3%未満から 5%未満に引上げ (9.1 条 c))。
- ③ダンピング調査期間は通常少なくとも 12 ヶ月に設定 (9.1 条 d))。
- ④AD 協定 11.3 条のサンセット見直しの期間を 5 年間から 3 年間に短縮(9.1 条 e))。
- ⑤国内産業から提訴時等の他方加盟国への通報義務 (9.2 条)。

なお、本協定 3 条には競争法関連規定が置かれているが、APEC の競争及び規制改革の助長のための原則の実施の努力義務が確認されている他、極めて抽象的な原則が規定されているに過ぎない。また、相殺措置については、7.3 条で SCM 協定の権利義務の維持が確認されている。

他方、NZ はシンガポールとの協定後、タイ (2005) との間で類似した CEP 協定 (Thailand-New Zealand Closer Economic Partnership Agreement) を締結しているが、そこでは AD 協定上の権利義務の維持が確認されているのみであり (5.1.1 条)、シンガポールとの協定とは一線を画している<sup>45</sup>。同様に、環太平洋 SEP 協定 (Trans-Pacific

---

<sup>44</sup> “Article 9 Anti-Dumping

1. Both Parties are Members of the WTO Agreement on Implementation of Article VI of the GATT 1994 (WTO Anti-Dumping Agreement). For the purposes of trade between the Parties, the following changes are agreed in terms of implementation of the WTO Anti-Dumping Agreement in order to bring greater discipline to anti-dumping investigations and to minimise the opportunities to use anti-dumping in an arbitrary or protectionist manner:

- a) the de minimis dumping margin of 2 per cent expressed as a percentage of the export price below which no anti-dumping duties can be imposed provided for in Article 5.8 of the WTO Anti-Dumping Agreement is raised to 5 per cent;
- b) the new de minimis margin of 5 per cent established in sub-paragraph (a) is applied not only in new cases but also in refund and review cases;
- c) the maximum volume of dumped imports from the exporting Party which shall normally be regarded as negligible under Article 5.8 of the WTO Anti-Dumping Agreement is increased from 3 per cent to 5 per cent of imports of the like product in the importing Party. Existing cumulation provisions under Article 5.8 continue to apply;
- d) the time frame to be used for determining the volume of dumped imports under the preceding sub-paragraphs shall be representative of the imports of both dumped and non-dumped goods for a reasonable period. Such reasonable period shall normally be at least 12 months;
- e) the period for review and/or termination of anti-dumping duties provided for in Article 11.3 of the WTO Anti-Dumping Agreement is reduced from five years to three years.

2. Notification procedures shall be as follows:

- a) immediately following the acceptance of a properly documented application from an industry in one Party for the initiation of an anti-dumping investigation in respect of goods from the other Party, the Party that has accepted the properly documented application shall immediately inform the other Party;
- b) where a Party considers that in accordance with Article 5 of the WTO Anti-Dumping Agreement there is sufficient evidence to justify the initiation of an anti-dumping investigation, it shall give written notice to the other Party in accordance with Article 12.1 of that Agreement, and observe the requirements of Article 17.2 of that Agreement concerning consultations.”

<sup>45</sup> 但し、5.1.2 条において AD 協定 15 条の開発途上国に対する建設的救済措置に言及。

Strategic Economic Partnership Agreement) <sup>46</sup> (2005年締結済み、未発効。)の6.2条でも、AD協定及び補助金相殺措置協定上の権利義務を維持することが確認されているのみである。

さらに未締結で交渉段階にある国との関係を紹介すれば、NZ・中国FTA報告書(2004年11月)では非関税障壁に注目するものの、特にAD措置に言及はない<sup>47</sup>。但し、NZは同協定交渉開始の条件として中国から「市場経済国」として扱うことを要求され<sup>48</sup>、その旨決定したことにより、AD措置適用において中国を一般的には非市場経済国として取り扱わないこととなる<sup>49</sup>。また、NZ・マレーシアFTA報告書(2005)ではAD措置が争点であるとして言及されているが、それに関する態度は不明である<sup>50</sup>。2007年の早い段階に締結が見込まれているNZ・豪・ASEAN間FTA交渉についても、セーフガード措置や補助金と並んで、AD措置も争点として挙げられているが、それに関する態度は不明である<sup>51</sup>。

### 3. 2. 3 豪・シンガポールFTA(2003)及び豪・タイFTA(2005)

2003年に発効した豪・シンガポールFTA (Singapore-Australia Free Trade Agreement, SAFTA)では、AD協定上の義務が確認されている他(8.1条)、第1に、ダンピング調査期間を少なくとも12ヶ月とするとの原則が規定され(8.2条(a))、第2に、AD協定9.1条においてAD税を課す場合、通常レッサー・デューティ・ルールを適用することを義務付けており(8.2条(b))、第3に、国内産業の提訴時等に他方加盟国に通報する義務(8.2条(c))が規定されている。他方、タイとのFTA (Thailand-Australia Free Trade Agreement, TAFTA)においては、やはりAD協定上の義務が確認されている他(206.1条)、第1に、価格約束(undertaking)に関するルールの開示等の価格約束を容易とするための規定、第2にダンピング調査期間を少なくとも12ヶ月とするとの原則が盛り込まれている<sup>52</sup>。

なお、両協定の第12章いずれにも、競争法関連規律が盛り込まれており、特に1201.2

<sup>46</sup> 当事国はNZ、チリ、シンガポール及びブルネイ。

<sup>47</sup> Ministry of Commerce [2004].

<sup>48</sup> 樊 [2005]。

<sup>49</sup> Ministry of Commerce [2004] FAQ.

<sup>50</sup> New Zealand-Malaysia FTA [2005] para.9.8.

<sup>51</sup> 次を参照。<http://www.mfat.govt.nz/tradeagreements/asean/aseanausnzfta.html>.

<sup>52</sup> 豪・シンガポールFTAとシンガポール・NZFTAのAD措置関連規律を見比べれば、明らかに後者が実体的側面においてWTOプラスにより深く踏み込んでいる。Daniel Moulis 弁護士 (Freehills 法律事務所、シドニー) 及び Department of Foreign Affairs, Australia の FTA 交渉担当者への聞き取り調査 (それぞれ 2006 年 1 月 18 日及び 19 日実施) では、彼らから後者の実体法的 WTO プラスが同 FTA の域外国に対する差別を構成し、GATT1 条 1 項や AD 協定 9.2 条の無差別原則との適合性に疑問があるという意見が表明された。他方、後者の交渉に携わった Bruce Cullen 氏 (MED, NZ) からは、無差別原則違反は構成しないという考えが示された。同氏に対する聞き取り調査 (2006 年 2 月 21 日実施)。本稿ではこの論点について詳しく検討しないが、これら GATT 及び AD 協定の解釈の違いが、豪・NZ の姿勢の違いの形成に間接的に影響を与えた可能性は否定できない。この影響が日本・シンガポール協定においても作用した可能性は、後掲注 78 の同協定の共同検討会合報告書においても示唆されている。後掲注 81 及び注 194 も参照。

条 b (又は第 12 章 1.2 条 b) には反競争的慣行の例として略奪的価格設定を含む市場力濫用が例示されている。また、両協定とも、相殺措置については、7.2 条及び 207 条で補助金相殺措置協定上の権利義務の維持が確認されている。

未締結で交渉中のものを紹介すれば、豪も中国から FTA 交渉開始の条件として市場経済国の認定を求められ、すでに市場経済国の地位を認定している<sup>53</sup>ため、今後の交渉では AD 措置は大きな争点とはならないと考えられている<sup>54</sup>。その点に関し、豪中国 FTA 実現可能性調査報告<sup>55</sup>では、双方の AD 措置、補助金相殺措置及びセーフガード措置の適用事例を整理した上で、WTO ドーハラウンドでの貿易救済に関する非公式協議・対話、貿易救済当局間の技術交流と将来の貿易救済事件における産業間の対話と協力の奨励が将来の協力領域として挙げられているのみで<sup>56</sup>、実体的規律の強化や相互の適用の廃止には程遠い状況が見て取れる。同様に、豪・マレーシア間の FTA 交渉についても、繊維産業団体が AD 措置の弱体化に反対する<sup>57</sup>等 AD 措置関連規律の導入には困難が予想される。

---

<sup>53</sup> Ric Wells 氏(Department of Foreign Affairs, Australia)への聞き取り調査 (2006 年 1 月 19 日実施)。次も参照。 [http://www.dfat.gov.au/geo/china/fta/facts/market\\_economy.html](http://www.dfat.gov.au/geo/china/fta/facts/market_economy.html). 樊 [2005]。

<sup>54</sup> Ric Wells 氏(Department of Foreign Affairs, Australia)への聞き取り調査 (2006 年 1 月 19 日実施)。

<sup>55</sup> Department of Foreign Affairs and Trade [2005] para.6.10.

<sup>56</sup> 同上 para.6.10.4。

<sup>57</sup> The Council of Textile and Fashion Industries of Australia Limited (TFIA) [2004].



3. 2. 4 シンガポールを軸とするその他の FTA<sup>58</sup> (表 3 参照)

表 3 シンガポールを軸とする FTA

略称	EFTA 星 FTA	NZ 星 CEP	豪星 FTA	星ヨルダン FTA	星韓 FTA	星印 CECA
発効年	2003	2001	2003	2005	2006	2005 署名
AD 適用 廃止	○	—	—	—	—	—
競争法 規律	△ (協議、情 報交換)	△ (APEC 原 則確認、協 力)	△ (競争法維 持義務、協 力)	—	△ (競争法執 行義務、協 力)	—
AD 実体的 規律	—	デミニ 2 → 5%、 ネグ 3 → 5%、 調査期間少な くとも 12 ヶ 月、サンセット 5 年 → 3 年	調査期間少な くとも 12 ヶ 月、レッサー・ デューティ	星 NZ 左規律 + 星豪左規律 + 加重平均比較 の厳格要求	ゼロイング禁 止、レッサー・ デューティ (但し Should 規定)	—
AD 手続 的規律	—	提訴通報義務	提訴通報義務	提訴通報義務	—	通報、不完全情 報提出時取扱、 情報使用等
CVD 適 用廃止	—	—	—	—	—	—
補助金 規律	○ (社会・経済 開発政策の補 助金は内国民 待遇例外)	○ (農業を含む 輸出補助金禁 止等)	○ (農業を含む 輸出補助金禁 止)	—	—	—

2002 年 6 月にシンガポールは EFTA との間で自由貿易協定 (Agreement between the EFTA States and Singapore) を締結し、同協定は 2003 年 1 月 1 日発効した。この協定では、AD 措置を相互に不適用とし、ダンピングを防止するため競争に関する第 V 章で定める必要な措置を講ずることとすると規定されている (16 条)<sup>59</sup>。これを受けた競

<sup>58</sup> シンガポール締結 FTA については右記参照。 <http://app.fta.gov.sg/asp/index.asp>.

<sup>59</sup> Article 16: Anti-Dumping

1. A Party shall not apply anti-dumping measures as provided for under the WTO Agreement on Implementation of Article VI of the GATT 1994 in relation to products originating in another Party.  
2. In order to prevent dumping, the Parties shall undertake the necessary measures as provided for

争に関する第V章 50条では、両国間貿易を制限する反競争的合意又は市場支配的地位の濫用についての協議・情報交換手続が設けられている(50.2条)。しかし、同規定は同協定第IX章に規定される WTO 紛争解決手続類似の仲裁手続の対象から外されている(50.3条)。他方、補助金規律と補助金相殺関税措置については、GATT6条、16条、WTO 補助金相殺措置協定、同農業協定に従うものとした(15条)。

2004年5月7日署名、2005年8月22日発効のシンガポール・ヨルダン FTA (Agreement between the Government of the Hashemite Kingdom of Jordan and the Government of the Republic of Singapore on the Establishment of A Free Trade Area) の2.8条は、NZとのFTAの規定とほぼ同一の目的規定の下で、デミニマス・マージンの引上げ、ネグリジブル・ダンピングの引上げ、サンセット短縮、レッサー・デューティ・ルール、調査期間原則12ヶ月、加重平均比較の厳格要求、第三国ダンピングの禁止、AD 提訴後の速やかな通報等、ほぼ対 NZ、対豪及び次に紹介する対韓国の FTA に存在する全ての規定を網羅した法的義務規定 (shall 規定) を盛り込んでおり注目される<sup>60</sup>。なお、この協定には何らの

---

under Chapter V.

<sup>60</sup> Article 2.8 Anti-Dumping Measures

1. Except as otherwise provided in this Article, each Party retains its rights and obligations under the WTO Agreement on the Implementation of Article VI of the GATT 1994 (WTO Anti-Dumping Agreement). For the purposes of this Agreement, both Parties agree to the following changes in terms of implementation of the WTO Anti-Dumping Agreement, in order to bring greater discipline to anti-dumping investigations and to minimise the opportunities to use anti-dumping in an arbitrary or protectionist manner:

(a) the de minimis margin of 2 per cent, expressed as a percentage of the export price below which there shall be immediate termination of an investigation as provided for in Article 5.8 of the WTO Anti-Dumping Agreement, is raised to 5 per cent;

(b) the volume of dumped imports normally regarded as negligible under Article 5.8 of the WTO Anti-Dumping Agreement is raised from 3 per cent to 5 per cent of imports of the like good in the importing Party, below which there shall be an immediate termination of an investigation;

(c) Articles 2.8.1(a) and (b) shall apply to investigations and review cases initiated after the entry into force of this Agreement;

(d) Article 14 of the WTO Anti-Dumping Agreement on third country dumping shall not be applied by the Parties;

(e) the time frame to be used for determining material injury, calculation of the volume of dumped imports in an investigation or review shall be representative of the imports of both dumped and non-dumped goods and shall be for a reasonable period, and such reasonable period shall normally be at least 12 months;

(f) any anti-dumping duty shall be terminated on a date not later than 3 years from the date that the duty was imposed. In exceptional circumstances, the authorities of the Party applying such measure may initiate such review and consider the continued application of such measure;

(g) if a decision is taken to impose anti-dumping duty pursuant to Article 9.1 of the WTO Anti-Dumping Agreement, the Party taking such a decision, shall where possible, apply the 'lesser duty' rule, i.e. a duty which is less than the dumping margin where such lesser duty would be adequate to remove the injury to the domestic industry; and

(h) in the conduct of investigations and reviews, the margin of dumping and the resulting dumping duty based on such margin shall be calculated by strict price comparison on the basis of transaction to transaction, and weighted average to weighted average, and not weighted-average price and individual price. Where weighted-average prices are used, such prices shall be calculated based on the entire period of investigation, and not any particular period therein.

2. Immediately following the acceptance of a properly documented application from an industry in a Party for the initiation of an anti-dumping investigation in respect of goods from the other Party, the Party that has accepted the properly documented application shall immediately inform the other Party

競争法関連規律も導入されていない。

また、2005年8月4日署名、2006年3月2日発効のシンガポール・韓国 FTA (Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Singapore) では、AD 措置及び補助金相殺措置の双方について WTO 協定上の権利及び義務の維持が確認されている一方で (6.2.1 条及び 6.3.1 条)、6.2.3 条では、AD 協定の運用上、ゼロイングの禁止、レッサー・デューティ・ルールの適用が謳われている<sup>61</sup>。但し、これらは“shall”ではなく、“should”で書かれており、法的義務を課すものとはいえない。

他方、2005年6月29日署名、未発効のシンガポール・インド CECA (Comprehensive Economic Cooperation Agreement between the Republic of India and the Republic of Singapore) の 2.7 条には、AD 措置に関し通報、不完全情報提出時の取扱い、情報の使用等、手続的規定のみが置かれている。同様に、2006年3月1日署名、未発効のシンガポール・パナマ FTA (Free Trade Agreement between the Republic of Singapore and the Republic of Panama) の 2.11 条には、AD 調査提訴時の通報、調査開始時の通報に関する手続的規定のみ置かれている。

---

of the acceptance of the application. Should the recipient Party observe any variation in the volume statistics relating to exports and imports, consultations with a view to reaching a satisfactory solution shall take place upon the recipient Party's request and such solution shall be reached within 30 days from receipt of such request.

3. No anti-dumping investigations shall be initiated against a good if that good is subject to a safeguard measure under Article 2.7.

<sup>61</sup> Article 6.2 : Anti-Dumping Measures

1. The Parties maintain their rights and obligations under Article VI of GATT 1994 and the Agreement on Implementation of Article VI of GATT 1994 (“WTO Agreement on Anti-dumping”).

2. Anti-dumping actions taken pursuant to Articles VI of GATT 1994 and the WTO Agreement on Anti-dumping shall not be subject to Chapter 20 (Dispute Settlement).

3. Notwithstanding paragraph 1, the Parties shall observe the following practices in anti-dumping cases between them in order to enhance transparency in the implementation of the WTO Anti-dumping Agreement:

(a) when anti-dumping margins are established on the weighted average basis, all individual margins, whether positive or negative, should be counted toward the average; and

(b) if a decision is taken to impose an anti-dumping duty pursuant to Article 9.1 of the WTO Agreement on Anti-dumping, the Party taking such a decision, should apply the ‘lesser duty’ rule, by imposing a duty which is less than the dumping margin where such lesser duty would be adequate to remove the injury to the domestic industry.

### 3. 3 米国を軸とするグループ（表 4 参照）<sup>62</sup>

表 4 米国を軸とする FTA

略称	米加	NAFTA	米星	米チリ	米豪
発効年	1989	1994	2003	2004	2004
AD 適用 廃止	—	—	—	—	—
競争法 規律	△（競争法維持義務、協議）	△（競争法維持義務、協議）	△（競争法立法義務、協力）	△（競争法維持義務、協議）	△（競争法維持義務、協議）
AD 実体的規律	—	—	—	—	—
AD 手続的規律	19 章二国間パネル手続	19 章二国間パネル手続	—	—	—
CVD 適用 廃止	—	—	—	—	—
補助金 規律	—（但し、19 章二国間パネル手続）	—（但し、19 章二国間パネル手続）	—	○（農業輸出補助金の禁止）	○（農業輸出補助金の禁止）

#### 3. 3. 1 米加 FTA(1989)及び NAFTA(1994)

米国を軸とした FTA のうち、米国・カナダ FTA（Canada—the United States Free Trade Agreement. 以下「米加 FTA」という。）とそれを引き継いだ NAFTA（North American Free Trade Agreement）には、AD 措置及び補助金相殺措置の適用を廃止する規定やなんらかの実体的な規律を加える規定は存在していない。しかし、いわゆる「第 19 章 二国間パネル手続」と呼ばれる特別の紛争解決手続が設けられている。この手続は加盟国間の紛争を取り扱う第 20 章の紛争解決手続とは異なり、AD 措置又は補助金相殺措置の決定に対し不服のある輸入業者等私人が、措置国の国内裁判所に当該決定の取消を求めて提訴する代わりに、関係加盟国の国民より構成されるパネルに対し提訴することを認める<sup>63</sup>。パネルは、措置国の決定を審査するに当たって、国内裁判所が当該決定の司法審査を行う場合に適用すると同一の国内実体法や審査基準を適用しなければならない<sup>64</sup>。なお、米加 FTA 及び NAFTA(1906 条及び 1907 条)は、貿易と競争に関

<sup>62</sup> 米国が締結した FTA については、次を参照。

[http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Section\\_Index.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Section_Index.html).

<sup>63</sup> 同手続の紹介として、例えば、Winham and Grant [1994]、平 [1994] pp.113-119 参照。

<sup>64</sup> 1902 条(1)、1904 条(2)及び 1904 条(3)。

する作業部会を設置し、AD 措置及び補助金相殺措置の競争法への代替を検討することを予定しているが、今までのところ同作業に進展はないようである<sup>65</sup>。

### 3. 3. 2 その他の米国の FTA

米加 FTA 及び NAFTA 以外で、米国が最近まで締結した FTA においては、AD 措置適用廃止又は実体的規律に関する規定のみならず、二国間パネル手続すら採用されていない。このタイプには、米・シンガポール FTA(United States – Singapore Free Trade Agreement. 2003 年発効。)、米・チリ FTA(United States – Chile Free Trade Agreement. 2004 年発効。)、米・豪 FTA(United States – Australia Free Trade Agreement. 2004 年発効。)等が含まれる。

### 3. 4 カナダ、メキシコ、チリを軸とするグループ (表 5 参照)

表 5 カナダ、メキシコ、チリを軸とする FTA

略称	加チリ	加コストリカ	墨チリ (改訂)	墨 EC 墨イスラエル	チリ韓 チリ EC
発効年	1997	2002	1999	2000	2003
AD 適用 廃止	○ (2003～)	—	— (廃止交渉?)	—	—
競争法 規律	△(競争法維持義務、協議、協力)	△(競争法調和、協力、支援)	△(競争法維持義務、協力)	△(競争法執行協力、協議)	△(競争法執行、協力・通報等)
AD 実体的 規律	—	公共利益考慮、 レッサー・デュー ーティ(但し「望 ましい」条項)	—	—	—
AD 手続 的規律	—	—	—	—	—
CVD 適 用廃止	—	—	—	—	—
補助金 規律	○(農業輸出補 助金の禁止)	○(農業輸出補 助金の禁止)	○(2003 年 1 月 1 日以降の 農業輸出補助 金の禁止)	—	—

<sup>65</sup> Trebilcock [1996] p.91.

### 3. 4. 1 カナダ・チリ FTA(1997)<sup>66</sup>

1997年に発効したカナダ・チリ FTA (Canada-Chile Free Trade Agreement) の M 章は、関税全廃の日又は 2003 年 1 月 1 日のいずれか早い方の日において (M-03 条)、すべての産品について、相互の AD 措置の適用を廃止する旨規定している (M-01 条)。なお、同規定には紛争解決手続の規定 (N 章) の適用がある (M-07 条)。他方、補助金相殺措置については全廃の規定は見当たらず、AD 措置及び補助金相殺措置に関する委員会を設立する M-05 条には、同委員会が補助金に対する規律強化及び相殺措置の廃止を目的として協議する旨が示されている<sup>67</sup>。協定発効後 5 年 (2002 年) で、AD 措置と補助金相殺措置に関するこれらの規定について、両国で再評価を行う旨の規定 (M-06 条) も存在するが、2002 年以降に特に見直しは行われていない模様である<sup>68</sup>。

他方、同協定には競争法調和を求める詳細な規定はなく、(ほぼ NAFTA と同様の) 競争法採択又は維持を義務付ける規定、及び国家独占に関する一定の義務を設定する規定だけが存在する。なお、これら競争法関係規定には、紛争解決手続の規定 (N 章) の適用がない。

### 3. 4. 2 カナダ・コスタリカ FTA(2002)

2002 年 11 月 1 日に発効したカナダ・コスタリカ FTA (Free Trade Agreement between the Government of Canada and the Government of the Republic of Costa Rica) は、AD 協定の権利・義務を確認した上で (VII.1.1 条)、競争条件への影響の考慮を含む公共の利益の考慮、レッサー・デューティ (lesser duty)、その他 AD 協定における通報など透明性の原則を確認する規定を設けている (VII.1.2 条及び VII.1.3 条)。しかし、公共の利益条項とレッサー・デューティは望ましいことを確認する (recognize desirability) のみで、法的な義務を設ける条項とはいえ、かつ、AD 措置に関する紛争はすべて WTO 協定によって解決すると規定されているため (VII.1.4 条)、WTO・AD 協定プラスと評価できない。

同協定には、NAFTA の対応規定よりは詳細な競争法調和・協力・技術支援に関する規定が置かれている (第 11 章)。なお、これらには、紛争解決手続の規定の適用がない。

### 3. 4. 3 メキシコ・チリ FTA(1999)

メキシコは 1995 年以降、ラテンアメリカ諸国と AD 協定や SCM 協定を超える規律を盛り込む FTA を締結している。例えば、チリ・メキシコ FTA (Tratado de Libre

<sup>66</sup> カナダ締結の FTA については、次を参照。<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/reg-en.asp>.

<sup>67</sup> なお、1997 年 1 月 1 日に発効したカナダ・イスラエル自由貿易協定 (Free Trade Agreement Between the Government of Canada and the Government of the State of Israel) では、AD 措置及び補助金相殺措置について、WTO 協定に基づき相互に発動する権利を留保している (9.2 条)。

<sup>68</sup> 次のウェブサイトの調査による確認。<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/bilateral-en.asp#01b/>.

Comercio Entre La República de Chile y Los Estados Unidos Mexicanos. 1999 年改訂協定発効)は AD 措置の廃止に向けた交渉を協定発効後 1 年で開始することを予定している。(20-08 条(b))。但し、交渉が開始されたかどうか未確認である。同協定には競争法調和を求める詳細な規定はなく、(ほぼ NAFTA と同様の) 競争法採択又は維持を義務付ける規定、及び国家独占に関する一定の義務を設定する規定だけが存在する(第 14 章)。なお、これらには、紛争解決手続の規定の適用がない。

他方、メキシコは、EC(2000)、イスラエル(2000)とも FTA を締結している。また、チリも韓国(2003)、EC(2003)と FTA を締結している。しかし、AD 措置及び相殺措置に関しては AD 協定及び SCM 協定上の権利・義務を確認するのみである(それぞれ 14 条、7-01 条、9.1 条及び 78 条)。

### 3. 5 我が国が締結した協定グループ (表 6 参照)

表 6 我が国が締結した協定

略称	日星 EPA	日墨 EPA	日マ EPA	日比 <sup>69</sup>	日タイ <sup>70</sup>
発効年	2002	2005	2006	未発効	未発効
AD 適用 廃止	—	—	—	—	—
競争法 規律	△(競争法執行、協力)	△(競争法執行、協力、無差別原則)	△(競争法維持義務、協力)	△(反競争的行為規制、協力)	△(反競争的行為規制、協力)
AD 実体的規律	— (WTO 交渉協力宣言)	— (WTO 交渉協力宣言)	—	—	—
AD 手続的規律	—	—	—	—	—
CVD 適用廃止	—	—	—	—	—
補助金 規律	—	—	—	—	—

我が国が締結した地域経済統合協定では、いまだ AD 措置関連規律は導入されていない。例えば、日本が初めて締結した自由貿易協定である新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定 (JSEPA、2002 年 1 月 13 日署

<sup>69</sup> 「共同プレス発表 日本・フィリピン経済連携協定 (2004 年 11 月 29 日)」による。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou\\_0411.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou_0411.html).

<sup>70</sup> 「共同プレス発表 日タイ経済連携協定 (仮訳) (平成 17 年 9 月 1 日)」による。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/j\\_thai\\_kvotei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/j_thai_kvotei.html).

名、同年 11 月 30 日発効) では、AD 協定上の義務に適合的な AD 措置の適用を妨げない旨確認されるのみである(14 条 5 項(b))。なお、競争法関連の協力については、第 12 章に規定が置かれている<sup>71</sup>。同様の規定振りは、既に発効した日本・メキシコ協定<sup>72</sup>、締結済みの日本・マレーシア協定<sup>73</sup>に基本的に踏襲されている<sup>74</sup>。

しかし、日本シンガポール EPA の交渉の経緯は本稿の観点から、興味深い。交渉に先立ち両国の政府関係者、学界、産業界からの参加者による検討結果をとりまとめた「日本とシンガポールとの新時代における連携のための経済協定・共同検討会合報告書」(2000 年 9 月発表)<sup>75</sup>には、「ダンピング防止 (AD)、相殺関税 (CVD)、緊急セーフガード」という節 (42~45 段落) が設けられている。そこでは、「国際貿易システムにおいてこのような一方的な救済措置を保護主義的にかつ恣意的に利用することに反対する日本及びシンガポールの共通の理念を強調し、より自由な貿易を促進するという WTO の目標に貢献するため、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中でダンピング防止、相殺関税、セーフガードのモデルルールを創設することが望ましいと認識した。両国はこれらの分野で、WTO の枠組みを超える可能性を模索し得る。」(42 段落、下線は筆者。) と述べられた上で、更に次の 4 つの選択肢が提示されている<sup>76</sup>。

- ① 略奪的価格設定に関する場合を除いて AD 措置を相互不適用。補助金相殺措置とセーフガード措置は将来の不適用を検討。
- ② 略奪的価格設定などの企業による反競争的行為に対して適切な措置をとり、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下で AD 措置のみ不適用。
- ③ 3 措置とも WTO ルールに沿った形で規定するが、要件厳格化 (例：デミニマスのマージン及び/又は輸入量の引上げ)、関税の賦課期間を短縮する、一方の国が相手国の輸入に対してとる措置に対し競争法に整合しているか否かのテストを適用する、という方式を導入。
- ④ WTO 協定上の権利・義務を確認するだけにとどめる<sup>77</sup>。

<sup>71</sup> 詳細については、瀬領 [2006] pp.24-26。

<sup>72</sup> 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(2004 年 9 月 17 日署名、2005 年 4 月 1 日発効) 5 条 1 項により撤廃される「関税」の定義から、WTO 協定適合的な AD 措置及び補助金相殺関税は除外されている(11 条(b))。

<sup>73</sup> 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(2005 年 12 月 13 日署名、2006 年 7 月 13 日発効)。19 条により撤廃される「関税」の定義から、AD 措置及び補助金相殺関税は除外されている (16 条(b)(ii))。

<sup>74</sup> 既に大筋合意がなされたフィリピン及びタイとの経済連携協定においても、AD 措置適用廃止及びその他の AD 措置関連規律は導入されない模様である。注 72 及び 73 の文献参照。

<sup>75</sup> 仮訳は右記で入手可能。 <http://www.mofa.go.jp/mofai/area/singapore/kyotei/kyotei.pdf>。

<sup>76</sup> ここでの AD 措置を不適用とする提案は、シンガポールではなく、むしろ日本側が提案したとのことである。経済産業省 AD 担当官聞き取り調査(2006 年 6 月 19 日実施)。

<sup>77</sup> 「43. 共同検討会合は日本・シンガポール新時代経済連携協定で検討され得る 4 つの選択肢を挙げた。

a. 日本とシンガポールはこれまでダンピング防止措置を実施したことがほとんどなく、相殺関税 (CVD) 措置を発動したことは全くないため、略奪的価格設定に関する場合を除くほか、両国がダンピング防止措置を適用しないとすることを検討しうる。両国は同時に将来、一方の国が行う相殺関税措置やセーフガード措置の対象から相手国を除外するための枠組の策定に向けて作業し得る。



但し、同報告は「ダンピング防止・相殺関税・セーフガードの不適用はきわめて積極的なデモンストレーション効果を有する一方で、この不適用の WTO の最恵国待遇の義務との整合性については異なる解釈があることを認めた。さらに、共同検討会合は、ダンピング防止・相殺関税・セーフガード措置を課す能力を両国が完全に失ってしまうことについて、経済界が懸念をもつ可能性があることに留意した。」(44 段落、下線は筆者。)とも述べており、必ずしもメンバー間で意見の一致を見たわけではないことを示唆していた。

その後の交渉の結果、当該協定は 2001 年 10 月に実質合意に達し、2002 年 1 月 13 日に両国首脳が署名した。貿易救済措置のうち、セーフガード措置については、移行期間における二国間セーフガード措置の規定を設け(18 条)、対世界セーフガードにおいても協定相手国に対し措置発動を妨げない旨の規定(18 条 5 項)、WTO 協定適合的な AD 措置及び補助金相殺措置については適用を妨げない旨の規定(14 条 5 項(b))がそれぞれ置かれた。よって、最終協定は、上記 4 案のうち第 4 案を採用したこととなる<sup>78</sup>。

なお、同協定署名時には、両国首脳による共同声明が発表されており<sup>79</sup>、その「2. 物品の貿易に関する章」では、「世界貿易機関の枠組みにおいて、ダンピング防止措置を規律する規則を明確化し、改善し、強化するための両国間の協力を継続し、それを確固たるものとする」との決意が表明されている<sup>80</sup>。なお、日本・メキシコ EPA の署名

---

b. 両国は、略奪的価格設定などの企業による反競争的行為に対して適切な措置をとり、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下で、CVD 措置やセーフガード措置は維持しつつも、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で相手国の輸出品に対してはダンピング防止措置を適用しないとすることも検討する。

c. 両国は、日本・シンガポール新時代経済連携協定のダンピング防止・相殺関税・セーフガードにかかる条項を、WTO ルールに沿った形で規定するが、これらの措置の利用に対してより厳格な規律を導入し、そのような措置が恣意的あるいは保護主義的に使われる機会を最小限にとどめるようにするという選択肢もありうる。具体的には、要件を厳しくする(例:デミニマスのマージン及び/又は輸入量の引上げ)、関税の賦課期間を短縮する、一方の国が相手国の輸入に対してとる措置に対し競争法に整合しているか否かのテストを適用する、という方式が考えられる。

d. ダンピング防止・相殺関税・セーフガードに関する WTO 協定上の権利及び義務を両国が単に確認するだけにとどめるという選択肢もありうる。」(下線は筆者。)

<sup>78</sup> 日本による当初の AD 措置不適用の提案にもかかわらず、最終的に AD 措置維持案が選択された背景には、共同検討会合報告書でも示唆されたように、日本側に第 1 に、FTA 当事国間での AD 措置不適用や規律強化が GATT 1 条 1 項の最恵国待遇義務及び AD 協定 9.2 条の無差別適用義務に反しないか法解釈上の疑問があった、第 2 に、日本にとってセンシティブ品目である農産品や化学品等の輸出国と今後 FTA/EPA を締結する際に、日本・シンガポールの経験が「先例」と機能して AD 措置を放棄せざるをえなくなるとの懸念があった、とのことである。経済産業省 AD 担当官聞き取り調査(2006 年 6 月 19 日実施)。

<sup>79</sup> 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の署名に際する日本及びシンガポールの両国首脳による共同発表(21 世紀のダイナミズムと繁栄に向けて)(2002 年 1 月 13 日)」。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/seijisengen.pdf>。

<sup>80</sup> 「2. 物品の貿易に関する章(ダンピング防止措置の規律強化に向けた世界貿易機関での共同行動)

(1) 両首脳は、世界でダンピング防止措置に安易に頼る傾向が強まっていることを認識し、こうした措置が貿易を阻害し国内産業を不公正に保護するという保護主義的な目的のためにしばしば濫用されることについて深い懸念を共有する。両首脳は、こうした措置が、現在、特に多国間貿易交渉の新ラウンドを開始しようとしている世界貿易機関の下で熱心に追求されている貿易自由化に向けた世界的な努力を妨害するような貿易制限的な効果を引き起こすことに重大な関心を持って留意する。

時にも類似の首脳共同声明が発表されている<sup>81</sup>。

### 3. 6 横断的比較による類型分類

以上紹介してきた各地域経済統合協定における AD 措置関連規律を、補助金相殺措置に関する規律とも合わせて横断的に比較すれば、以下の 6 つの類型に分類が可能である。

- ① 「AD・相殺措置適用廃止＋統一競争法、超国家機関執行」型（EC、EEA）
- ② 「AD 措置のみ適用廃止＋競争法調和」型（ANZCERTA）
- ③ 「AD 措置のみ適用廃止＋競争法不調和」型  
（カナダ・チリ、EFTA・シンガポール）
- ④ WTO・AD 協定実体的プラス型  
（NZ・シンガポール、豪・シンガポール、シンガポール・ヨルダン等）
- ⑤ WTO・AD 協定手続的プラス型  
（米加 FTA、NAFTA、欧州協定、連合協定、シンガポール・インド等）
- ⑥ WTO・AD 協定確認型（日本締結 EPA、米国を軸とした最近の FTA、メキシコ・イスラエル、メキシコ・EC、チリ・韓国、チリ・EC 各 FTA 等）

### 3. 7 横断的比較により得られた知見と分析

横断的比較からは以下のような傾向が読み取れる。第 1 に、1998 年の WTO 事務局報告書にあったように、AD 措置適用廃止も規律強化もごく限られた地域経済統合でしか導入されておらず、多くの地域経済統合が⑥WTO・AD 協定確認型を採用している。

第 2 に、比較的多く見られる⑤WTO/AD 協定手続的プラス型の中でも、米加 FTA、NAFTA のように特別な紛争解決手続を設けるものは他に例がなく、WTO 事務局報告書が指摘していたように<sup>82</sup>、欧州協定や連合協定のように協議手続を踏むもの、NZ・シンガポール、豪・シンガポールのように AD 手続に関し迅速な通報を要請するものが多く見られる。

---

(2) したがって、両首脳は、ダンピング防止措置の適用の際の公平性と整合性のみでなくダンピング防止措置の発動手続の透明性を確保するための健全で明確なルールを確立することが喫緊の課題であることを確認する。同時に、ダンピング防止措置の濫用の可能性に鑑み、両首脳は、日・シンガポール新時代経済連携協定において、両政府が保護主義的な目的では当該措置を用いるべきではなく、真に必要な限りにおいて、また、ダンピングの与える損害を救済するために他の方法を利用できない場合に限り当該措置を用いるべきであると決意した。

(3) 両首脳は、特に世界貿易機関の枠組みにおいて、ダンピング防止措置を規律する規則を明確化し、改善し、強化するための両国間の協力を継続し、それを確固たるものとすることを決意した。

<sup>81</sup> 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の署名に際する共同声明（「12. 世界においてダンピング防止措置がますます多くとられるようになっていることに鑑み、我々は、「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定」（ダンピング防止協定）における規律を明確化し及び改善することを目的とし、WTO 交渉において両国間の協力を継続していくことが重要であることを確認する。」。 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/latinamerica\\_04/jm\\_sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/latinamerica_04/jm_sengen.html)。

<sup>82</sup> WTO [1998] para.51（こうした協議手続を経済統合における AD 事件における「一種の安全弁(a sort of safety valve)」と評価する。）。

また、欧州協定、連合協定、豪・タイ FTA（及び豪・中国報告書）は、AD 税賦課よりも価格約束を優先する又は価格約束の助長を志向する点で共通している。これらを総合すれば地域経済統合内においては、AD 措置の適用を継続する場合でも、当事国・当事企業間での円満な解決を目指す傾向が強いと理解することができる<sup>83</sup>。

第 3 に、AD 措置適用廃止を導入するために、必ずしも競争法調和が前提条件とはされていない。これは上記③のカナダ・チリ FTA、EFTA・シンガポール FTA の事例の存在によって示される。逆に競争法について一定の調和と協力が導入されているにも関わらず AD 措置適用が廃止されていない欧州協定や欧州・地中海連合協定の例もあるため、さらにこの傾向が裏付けられるように見える<sup>84</sup>。

第 4 に、AD 措置適用が相互に必ずしも活発ではない国の間で廃止や規律が導入されやすいという傾向も読み取れる。例えば、AD 措置を廃止した豪・NZ 間では 1983 年から 1988 年の間で NZ 政府が 39 件の対豪企業ダンピング提訴を受け付けたが 2 件でダンピングが認定され、1982 年から 1988 年の間で豪政府は 34 件の対 NZ 企業ダンピング提訴を受け付けたが 3 件で AD 税が賦課され、8 件は約束で解決されている<sup>85</sup>。よって、両国間で AD 措置は必ずしも頻繁に適用されているとはいえない<sup>86</sup>。

また、同様に AD 措置を廃止した EFTA・シンガポール間でも、1995 年～2002 年に EFTA 主要国であるノルウェー及びスイスがシンガポールに対し AD 調査を開始又は AD 措置を適用した例は皆無であり、同様にシンガポールの両国に対する調査開始・適用例も皆無である<sup>87</sup>。さらに、カナダ・チリ両国間でも AD 適用例は皆無であった<sup>88</sup>。そもそも両国間の貿易はそれぞれの全貿易額 1.5%、0.1%に過ぎなかった<sup>89</sup>。同様に AD 措置廃止に向けた交渉を予定しているチリ・メキシコ間でも必ずしも AD 措置の適用は頻繁ではない<sup>90</sup>。

AD 措置関連の実体的規律を導入した NZ・シンガポール間でも AD 適用例はほとん

<sup>83</sup> 価格約束が AD 税賦課よりも輸出者にとりメリットがあることの指摘として、Romero [1999] p. 446.

<sup>84</sup> このカナダ・チリ FTA と欧州協定の 2 例を指摘し、競争法調和と AD 措置廃止の間のリンケージを否定する見解として、Hoekman [1998] pp.31-32.

<sup>85</sup> Ahdar [1991] p.329. Ahdar はこの数字から、AD 措置適用廃止・競争法代替によっても大きな変化はないとする。また、Thomson and Langman [1991] p.205 は、1985 年から 1988 年の間で 31 件の対ニュージーランド企業 AD 又は CVD 提訴があったことを指摘し、そのうち 3 件で AD 税が賦課され、かつ 8 件が約束で解決されているとする。ニュージーランド側の約束解決事件数のデータは入手できなかった。

<sup>86</sup> ただし、豪・ニュージーランド間において AD 措置が全く問題を引き起こしていなかったとまで評価することは妥当ではないだろう。Thomson and Langman [1991] p.204 は、AD 措置の適用が両国政府間での紛争を引き起こしており、これが両国間の貿易関係を定期的な特徴付ける問題であったと指摘している。

<sup>87</sup> WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

<sup>88</sup> 1987-1997 年でチリとカナダの間での AD 調査開始例は皆無である。他方、同期間の米国によるチリ及びカナダに対する AD 調査開始件数は、それぞれ 19 件、2 件である。Miranda *et al.* [1998] p.12, Table 3.

<sup>89</sup> Miller [2005] p.641. 他方、チリにとって米国は最大の輸出市場であり、1993 年にはチリ輸出の 17.3% を占めていた。Longley and Wu [1996] p.61.

<sup>90</sup> 1980-1994 年でチリによる対メキシコ産品 AD 措置は 2 件のみ。Miller [2005] p.642. 1995 年以降、チリによる対メキシコ AD 調査開始及び措置適用は皆無である。他方、1995 年以降、メキシコが対チリで AD 調査を開始した例は 1 件あるが、措置適用に至っていない。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

どなく、1件で調査が開始された後、シンガポールの対象輸出業者が生産拠点をインドに移転したため AD 措置が適用されずに終わった例があるのみとのことである<sup>91</sup>。同様に、AD 措置関連の実体的規律を大幅に導入したシンガポール・ヨルダン間で AD 措置調査開始・発動の例は皆無である<sup>92</sup>。他方、必ずしも実体的規律の導入に至っていないシンガポール・インド FTA を対照例として取り上げれば、1995 年以降のインドによる対シンガポール AD 調査開始及び AD 措置適用件数はそれぞれ 18、13 と最も頻繁である一方で、シンガポールによる対インド調査開始・措置適用は皆無である<sup>93</sup>。

この第 4 の傾向から、さらに以下のような考察が可能である。相互の AD 措置件数の少なさは第 1 に適用廃止が比較的容易であったことを示唆する。すでに AD 措置適用例がある場合は、その適用継続や再適用に既得権益を有する産業が存在するため、適用廃止は容易でないだろう。第 2 に、確かに将来の AD 措置適用リスクの消滅や減少というメリットは否めないとしても、AD 措置件数の少なさから AD 措置適用廃止や実体的規律導入が必ずしも短期的な利益獲得を狙ったものではないという推論も可能である。

第 5 に、特に 1990 年代後半以降の FTA の傾向として、少なくとも一方が WTO・AD ルール交渉における AD フレンド国である（又はかつて AD フレンド国であった）<sup>94</sup> FTA において重要な AD 措置関連規律が導入されていることが読み取れる（**チリ**+カナダ、**コスタリカ**+カナダ、**シンガポール**+NZ、**シンガポール**+豪、**シンガポール**+EFTA（ノルウェー、スイス）、**シンガポール**+ヨルダン。囲みは AD フレンド国、斜体字はかつてのそれを示す。）。例えば、これら最近の FTA で導入された AD 措置関連規律に盛り込まれたデミニマス・マージンの拡大、レッサー・デューティ・ルール、公共の利益考慮等は、AD フレンド国<sup>95</sup>の意見書の中にも同様の争点提起や提案が見られる。

第 4 と第 5 の傾向を総合して考察すれば、AD 措置適用廃止又は規律強化は、当事国

<sup>91</sup> Bruce Cullen 氏(MED, NZ)に対する聞き取り調査（2006 年 2 月 21 日実施）。他方、WTO プラスの AD 措置関連規律を導入していないタイとの間では AD 紛争は比較的多いとのことである。1995 年以降、NZ が対タイ AD 調査を開始した例は 9 件、措置適用例は 5 件である。他方、同時期にタイによる対 NZ の AD 調査開始及び措置適用は皆無である。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

<sup>92</sup> WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

<sup>93</sup> 同上。同様に、豪による対シンガポール AD 調査開始及び措置適用件数は、5 件、4 件である。また、豪による対タイ AD 調査開始及び措置適用件数は 15 件、7 件である。逆はいずれも 0 件である。同上。

<sup>94</sup> かつて AD フレンドは、日本、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、台湾、ニュージーランド、及びカナダの 17 カ国・地域とされていた。経済産業省通商政策局編 [2003] p.531。しかし、最近のフレンド国の共同提案を見る限りでは、中国が参加し、ニュージーランド、カナダが脱落するなど若干の変化が見られる。例えば、ニュージーランドは米国など規律強化反対国と日本など AD フレンド国との間の中間的な立場であるため、同国代表の Cullen 氏は AD ルール交渉において「議長の友」（Friend of Chair、仲介役）を努めている。Bruce Cullen 氏 (MED, NZ)に対する聞き取り調査（2006 年 2 月 21 日実施）。2006 年版の不正貿易報告書では、AD フレンドは、日本、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ及び台湾の 15 ケ国・地域であると説明されている。経済産業省通商政策局編 [2006] pp.387-388。

<sup>95</sup> 経済産業省通商政策局編 [2003] p.532。Paper from Brazil *et al.* [2005]; Paper from Chile *et al.* [2005a]; Paper from Chile *et al.* [2005b]; Paper from Brazil *et al.* [2002]。

間の AD 措置適用廃止又は削減という短期的な利益の獲得よりもむしろ長期的な利益、つまり WTO、NAFTA 拡大及びアメリカ自由貿易地域 (Free Trade Area for Americas. 以下「FTAA」という。) などの将来の交渉における AD 措置適用廃止・規律強化を狙ったものであるという推論が可能である。より直截に言えば、主に米国を筆頭とした AD 措置を活発に用いる貿易相手国を封じ込めるための経験獲得・先例形成(precedent setting)を狙った行動と考えるのが合理的である。

特にカナダ・チリ FTA の M-05 条には、「(b)両国が WTO を含む多国間フォーラムにおいて、さらにチリの NAFTA への完全加盟の交渉と FTAA 設立の文脈において、貿易救済措置の貿易阻害可能性を最小化するよう改善する目的で協働するため、(c)他の同様な考えを有する国(like-minded countries)と自由貿易地域において AD 措置の適用を廃止する合意を拡大する目的で協働する機会について協議するため」AD 措置及び相殺措置委員会を設立すると規定している。この規定は、米加 FTA と NAFTA における AD 措置適用廃止の導入に失敗したカナダが、同様の廃止を求めるチリとともに、同協定において AD 措置適用廃止の例を示すことによって、チリ NAFTA 加盟交渉<sup>96</sup>や FTAA 交渉における「敗者復活」を狙ったのであり<sup>97</sup>、まさにこれが長期的戦略<sup>98</sup>の一環としての「先例形成」であったことを示唆している。

表 7 シンガポールの FTA における AD 規律先例形成戦略

相手国 (発効年)	AD 規律	AD 調査/適用件数	備考
EFTA (2003)	廃止	相互に皆無	双方フレンズ
ヨルダン(2005)	最大 WTO プラス	相互に皆無	
NZ (2001)	WTO プラス	相互にほぼ皆無	NZ 過去にフレンズ
豪 (2002)	WTO プラスわずか	豪→星 5、4	
韓国 (2006)	WTO プラスわずか	韓→星 2、2	双方フレンズ
インド (2005 署名)	手続プラスのみ	印→星 18、13	
日本 (2002)	WTO 維持、協力宣言	相互に皆無	双方フレンズ
米国 (2003)	WTO 維持	米→星 1、0	

注 AD 調査/適用件数欄の左は AD 調査件数、右は AD 適用件数を示す。

この観点では、シンガポール締結の各 FTA から興味深い知見を得ることができる(表

<sup>96</sup> 1994 年 12 月開催の米州サミットにおいて、米、カナダ、メキシコ、及びチリの「4ヶ国首脳宣言」が発表され、「チリの NAFTA 加盟の原則的合意」が成立していることを、その背景として指摘できる。相楽 [2002] 注 37 及び Longley and Wu [1996] p.53。

<sup>97</sup> 同様の推測として、相楽 [2002] p.17 (「カナダがチリとの自由貿易協定において、アンチダンピング措置等の廃止に積極的な姿勢を見せたことには、チリの NAFTA 加盟 と FTAA 構築における貿易救済措置の扱いが念頭にあってのことと考えられる。」)。

<sup>98</sup> Hoekman [1998] p.28 は、同条項を引用しつつ、チリ・カナダ FTA の AD 措置適用廃止に両国の戦略的側面が存在することを指摘する。

7 参照)。第 1 に、シンガポール・EFTA 間 FTA は AD 措置の相互不適用を規定した。上記のように EFTA とシンガポール間の AD 措置適用例は WTO 発足後皆無であり、この相互不適用導入は短期的な利益よりも長期的な利益、それも WTO・AD ルール交渉等での先例形成を狙ったものと理解すべきである。第 2 に、NZ・シンガポール FTA の AD 措置関連規律交渉では、当初シンガポール側が AD 措置適用廃止を求めたにもかかわらず NZ 側がこれを拒絶し、その代替案として NZ 側が提示したものが、いくつかの WTO・AD 協定プラスの規定であったとのことである<sup>99</sup>。前述のように NZ による対シンガポール AD 措置件数が少ないことから、ここでのシンガポールの要請も「先例形成」戦略であったと推論できる<sup>100</sup>。第 3 に、上記 3.5 のように日本・シンガポール EPA 共同検討会合報告書段階で AD 措置相互不適用が選択肢として挙がっていたが、結果として同協定では WTO 協定上の権利・義務を確認するに留まり、何らの WTO プラスも導入されていない。しかし、あたかもその代償であるかのように首脳共同声明では、WTO・AD ルール交渉での共同行動が謳われている。さらに、共同検討会合報告書では、AD 措置相互不適用が「モデルルール」として「積極的なデモンストレーション効果を持つ」ことが明確に指摘されていることに加え、代替的な規律強化案として提示された案は、デミニマス・マージン及びネグリジブル・ダンピングの引上げ、サンセット期間の短縮の各点において NZ・シンガポール FTA や NZ・ヨルダン FTA の WTO プラス規定と重なっている。第 4 に、対ヨルダン FTA でも、AD 措置適用廃止は実現されていないが、対 NZ、対豪の各 FTA に導入された実体的 WTO プラスが網羅的に盛り込まれており、調査対象となった FTA 群の中でも最大の実体的 WTO プラスの FTA である。上記のようにシンガポール・ヨルダン間で AD 措置調査開始・発動の例は皆無である。

以上から、シンガポールはこれら国・地域との FTA 交渉において一貫して、WTO ルール交渉や他の FTA 交渉での AD 措置適用廃止又は規律強化に向けた「先例形成」戦略を遂行していたと考えて大過なからう。インドとオーストラリアがシンガポールに対し AD 措置調査・適用件数の多い第 1 位、第 2 位であることから、インドとオーストラリアとの FTA 交渉での AD 措置廃止・規律強化が念頭に置かれていた可能性が高い。しかし既述のようにインドとオーストラリアとの FTA では必ずしもその目標は達成されていない。

第 6 に、第 5 の傾向にもかかわらず、地理的に遠い国の間では当事国双方が AD フレンド国であっても FTA に AD 措置関連規律が導入されない傾向が窺える（チリ+韓、墨+イスラエル、日本+シンガポール）。

第 7 に、米国は米加及び NAFTA 以外では AD 措置に関する規律強化を受け入れていない。特に他国との地域経済統合では AD 措置適用廃止又は WTO プラス規律を達成し

<sup>99</sup> Bruce Cullen 氏(MED, NZ)に対する聞き取り調査（2006 年 2 月 21 日実施）。

<sup>100</sup> なお、同協定発効後、NZ・シンガポール間では AD 措置が適用された例はないとのことである。同上。

ているチリ、シンガポール、オーストラリア<sup>101</sup>などが米国との FTA においては、それらを達成できていないことは注目に値する。

第 8 に、中国は豪・NZ 等との FTA 交渉開始の条件として市場経済国地位の認定を迫った<sup>102</sup>。加盟議定書中で他加盟国に 2016 年まで認められた非市場経済国としての取り扱い<sup>103</sup>を「WTO マイナス」と捉えれば、これは FTA 交渉を梃子に「WTO レベル」にまで回復する戦略であると理解することができる。中国が既に市場経済国地位認定を獲得した国は（表 8 参照）、2006 年 7 月 20 日時点で、NZ(2004 年 4 月認定)、南アフリカ共和国(2004 年 6 月認定)、ASEAN10 ヶ国(2004 年 11 月認定)、アルゼンチン(2004 年 11 月認定)、ブラジル (2004 年 11 月認定)<sup>104</sup>、ヴェネズエラ(2004 年 12 月認定)<sup>105</sup>、オーストラリア(2005 年 4 月認定)、アイスランド(2005 年 5 月認定)<sup>106</sup>、韓国(2005 年 11 月認定)<sup>107</sup>等 57 ヶ国に達する<sup>108</sup>。ここで具体的に取り上げた国のうち FTA 交渉以外の文脈で市場経済国地位を認定したのはブラジル、アルゼンチン、ヴェネズエラである。それ以外の国は（南アフリカを除き）いずれも、必ずしも中国に対し最も頻繁に AD 措置を発動している国ではない<sup>109</sup>。さらに、市場経済国地位を認定した 57 ヶ国のうち、対中国 AD 調査を開始したことのある国は 21 ヶ国であり<sup>110</sup>、ここから従来対中国 AD 調査開始実績のない 36 ヶ国に対しても中国が市場経済国地位認定を求めたことが分る。よって、中国も AD 措置をより頻繁に発動している他の WTO 加盟国<sup>111</sup>に対する圧力となりうる「先例を形成」するために、FTA 交渉等の機会を活用しているとの理解が可能である。

---

<sup>101</sup> 米国と豪州の間の FTA において、AD 措置を含む貿易救済措置に関し、いかなる規律を導入すべきかを論じたものとして、Moulis [2000]。

<sup>102</sup> 樊 [2005]。

<sup>103</sup> Protocol on the Accession of the People's Republic of China, WT/L/432, para. 15(a)(ii). 川島 [2002-04](1) p.79。例えば、中国の国内価格又は費用を無視して、当該製品に関し、中国と同等な水準にある市場経済第三国の生産コストを使って構成価額を計算することが認められる。各国の非市場経済国計算方式の適用実態について、Sohn [2005]。

<sup>104</sup> 中華人民共和國 商務部 [2004]。

<sup>105</sup> 中華人民共和國 商務部 亞洲司 [2004]。

<sup>106</sup> 箱崎 [2005] p.97 も参照。

<sup>107</sup> 中華人民共和國 商務部 亞洲司 [2006]。

<sup>108</sup> 中華人民共和國 商務部 商務部 世界貿易組織司 [2006]。

<sup>109</sup> 1995 年以降の対中国 AD 調査開始件数と同措置発動件数は、それぞれアルゼンチン (47, 34)、オーストラリア (21, 7)、ブラジル (15, 12)、アイスランド(0, 0)、インドネシア (6, 4)、韓国(16, 10)、マレーシア (1, 1)、NZ (6, 1)、フィリピン (2, 2)、南アフリカ (25, 14)、タイ (2, 2)、ヴェネズエラ (9, 11)、他の ASEAN 諸国(0, 0)である。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

<sup>110</sup> 中華人民共和國 商務部 商務部 世界貿易組織司 [2006]。なお、対中国 AD 調査を開始した国は全体で 31 ヶ国とされている。

<sup>111</sup> 例えば、1995 年以降の対中国 AD 調査開始件数と同措置発動件数は、それぞれ EC (60, 41)、インド(86, 66)、トルコ(38, 33)、米国(61, 60)。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。樊 [2005]も市場経済国地位認定の今後の目標として、米国、EC 及び日本を挙げる。

表8 中国 FTA・市場経済国地位認定獲得戦略

相手国	年月	AD 調査／適用件数	備考
NZ	2004年4月	6／1	(対中 AD 適用国)
南アフリカ	2004年6月	25／14	インド 86／66
ASEAN	2004年11月	インドネシア 6／4、 他国 1～2	米国 61／60 EC 60／41
アルゼンチン	2004年11月	47／34	トルコ 38／33
ブラジル	2004年11月	15／12	
ヴェネズエラ	2004年12月	9／11	
豪	2005年4月	21／7	
アイスランド	2005年5月	相互に皆無	
韓国	2005年11月	16／10	

注 AD 調査／適用件数欄及び備考欄の左は AD 調査件数、右は AD 適用件数を示す。

#### 4. 歴史的系統整理

3. で紹介した各地域経済統合が相互にどのように影響しあっていたか、以下では歴史的な系統整理を行う。EC(1958)において競争法への代替と同時に AD 措置を廃止した経験は、EEA(1992)においても活用されたが、中東欧及び地中海諸国との欧州協定や連合協定では競争法の調和を規定しているにもかかわらず AD 措置の廃止は予定されていない。この点は EC 及び EFTA 加盟国の範囲では、市場経済の達成度がある程度近く、発展水準・経済構造が比較的近似しているのに対し、中東欧及び地中海諸国まで範囲を広げると、市場経済の達成度<sup>112</sup>や発展水準・経済構造において EC 加盟国と大きなズレが生じうるため、競争法調和の実効性等に疑問があったためではないかと推測される。この点については本稿末尾の「表 9 主要地域経済統合参加国の国民総所得と一人当たりの国民総所得」を参照されたい。

豪・NZ では、EEC への英国の加盟(1974)の結果、従来の英国市場に対する特権的なアクセスが損なわれることとなり、世界市場における競争力の向上が課題となっていた<sup>113</sup>。このことが長い協力の歴史を持ちながら市場統合が必ずしも進まなかった豪・NZ 間<sup>114</sup>での ANZCERTA の締結に向けた動きに弾みをつけた。つまり、両国市場を統合することを通じて、規模の経済と競争活発化による効率性や競争力の向上を狙ったと理

<sup>112</sup> 市場経済移行段階にある中東欧諸国にとっても EC と統一の競争法を執行することは、必ずしも望ましくなく、柔軟性を要していたとされる。Smith [1998] p.48. 1980 年代に規制緩和を進め、EC の状況に接近した EFTA 諸国に比べ、移行段階にある中東欧諸国における競争状況は大きく異なり、EEA のような堅固な体制は望ましくなかったとされる。同上、pp.55-56. 他方、中東欧諸国政府の国内産業への介入又は補助の可能性が、EC の AD 措置適用廃止への抵抗感の主要な原因の 1 つとの推論として、Hoekman [1998] p.32.

<sup>113</sup> Holmes [2003].

<sup>114</sup> Ahdar [1991] p.318.



解できる<sup>115</sup>。よって、関税撤廃等と競争法調和はこの単一市場達成という1つの戦略の両輪であったと理解すべきであろう。単一市場達成という目的のためAD措置適用廃止も必要と考えられたが、5. 以下で検討するように関税撤廃等と競争法調和の両者が、いわばAD措置適用廃止(1990)に向けた環境を提供したといえる。しかし、豪やNZの締結したごく最近(2001年～)のFTAにおいてはWTO・AD協定プラス型にとどまっておらず、ANZCERTAと最近の豪やNZのFTAの間には必ずしも連続性が見られない<sup>116</sup>。この点に関し、豪・外交通商省のFTA交渉ガイド(2005)は、第1に、FTA締結に際してもAD又はセーフガード措置の適用は1つの選択肢であるとし<sup>117</sup>、第2に、AD措置適用の廃止は競争法の形で他の救済措置が与えられている場合にのみ可能であること、豪・NZは他方の管轄領域での証拠の収集や証言聴取の権利を相互に与えているが、これが可能であったのは両国の法的システム、とりわけ競争法の強い類似性があったがゆえであり、他の経済圏の間ではこの種の密接な法的協力は通常不可能であると説明している<sup>118</sup>。よって、ANZCERTAと最近の豪FTAの不連続性は戦略の不連続性ではなく、相手国の違いを反映したものと考えるべきであろう。

米国の貿易救済措置(AD措置、補助金相殺措置)によって対米国輸出機会の多くが損なわれているカナダにとって貿易救済措置の廃止が米加FTA交渉の中心的な課題であった<sup>119</sup>。以上のEC(1958)、ANZCERTA議定書(1988)における競争法への代替を伴うAD措置適用廃止の経験が、自由貿易協定締結を通じた米国AD措置・相殺措置の廃止を求めるカナダ<sup>120</sup>の期待を高め、かつ米加FTA(1989)やNAFTA(1994)交渉時にその主張や実行可能性の根拠とされた<sup>121</sup>。つまり、カナダは競争法代替によってAD措置の

<sup>115</sup> Thomson and Langman [1991] p.204.

<sup>116</sup> 但し、いくつかの連続性が見受けられる。例えばANZCERTA12条に基づく1998年「ビジネス法の調和に関する了解事項」(a Memorandum of Understanding on the Harmonization of Business Law) para.5(b)には、競争法の調和が謳われ、特に両国間の略奪的貿易に対する救済を与えるための、競争法への依拠を含むと規定しているが、略奪的価格は豪・シンガポール、豪・タイのFTAにおける競争法関連規定(第12章)でも見られる用語である。同了解事項の抜粋はBarker and Beaumont [1992] pp.566-567。また、豪・シンガポールFTAにおけるAD措置関連規律には、提訴受理時の他方当事国への通報等透明性の規定が存在するが、これもANZCERTA15.3条以下の通報規定と類似している。よって、豪・シンガポールFTAは1988年のANZCERTA議定書よりも、むしろ1983年のANZCERTA本体との連続性を有する。

<sup>117</sup> Department of Foreign Affairs and Trade [2003] p.4.

<sup>118</sup> 同上、pp.37-38。

<sup>119</sup> Hart *et al.* [1994] p.170.

<sup>120</sup> Winham and Grant [1994] p.2.

<sup>121</sup> Warner [1991] p.854は、ANZCERTAの例を引き、競争法調和によるAD措置廃止が、理論的にも一貫性があり、かつ実務的解決法であるとして、米加FTAでの採用を提案する。Feltham and Stuart [1991] (“38. As we look to the experiences of other countries that have entered into a bilateral Free Trade Agreement from a pre-existing condition of an already highly integrated regional trade relationship, we are struck with how Australia and New Zealand approached the fundamental issue of this report. They concluded that it would be appropriate to suspend the application of antidumping laws on goods of Australian and New Zealand origin traded between the two countries. Instead, situations of predatory trade across their border would be handled through provisions of their respective competition laws.”) (下線は筆者)も参照。同上、pp.68-71は米加でも同様のダンピング防止措置廃止・競争法代替を提案する。

廃止は可能であると考えたわけである<sup>122</sup>。しかし、結果的には米加間では AD 措置適用廃止は実現せず、妥協案・代替案としていわゆる現在の NAFTA(1994)第 19 章手続(AD・補助金相殺措置に限定した二国間パネルによる国内司法審査手続の代替)につながる手続が導入された<sup>123</sup>に過ぎなかった。同じ妥協案の一環として貿易と競争に関する作業部会が設置され、AD 措置及び補助金相殺の国内競争法への代替が検討されることとなったが、いままでのところ同作業に進展はない<sup>124</sup>。

しかし、米国国内からの同第 19 章手続に対する違憲論<sup>125</sup>を含む厳しい批判<sup>126</sup>を背景に、米国はその後の FTA において、AD 措置に関する特別手続の導入に対し一貫して反対の立場を通している。さらに、2002 年の貿易促進法 (TPA) においても AD 賦課権限の維持が貿易交渉権限の目的規定に掲げられることによって<sup>127</sup>、いわばファスト・トラック交渉権限に対する制約として機能している<sup>128</sup>。このため、AD 措置に対する WTO プラスに対する米国の反対姿勢は WTO・AD ルール交渉、FTAA 交渉においても一貫して堅持されている。これに対し、カナダ、メキシコ、チリ等歴史的に米国の AD 措置のターゲットとされて来た隣接国は、WTO や FTAA での AD ルール交渉を視野に、米国 AD 措置の封じ込め(contain)、対米包囲網作りを狙って、1990 年代後半以降、AD 措置適用廃止型、WTO 実体的プラス型の FTA を導入している。

ここでは参考として、FTAA 交渉における AD 措置関連交渉について紹介したい。基本的構図は、米国対ブラジル・チリであり、カナダはやや中立の立場となっている。つまり、米国は国内産業、特に鉄鋼産業、半導体産業等の強い圧力を受けた議会の制約により、AD 適用権限を堅持し、規律強化に対し反対する姿勢を貫いている。上記のように議会が貿易促進法のファスト・トラック権限に AD 法維持を条件として設定したこと

---

<sup>122</sup> Hart [1994] p.300.

<sup>123</sup> Winham and Grant [1994] p.2.

<sup>124</sup> Trebilcock [1996] p.91.

<sup>125</sup> 19 章手続に対する違憲論の整理として、Pippin [1999] p.103 and note 15.

<sup>126</sup> 米加 FTA19 章パネル手続が、米国裁判所に比べ調査当局の決定を尊重しておらず、審査基準の適用方法に違いがある等の批判として、Burke and Walsh [1995] pp.541-545, 560。同手続が国内法と異なる法を發展させている、貿易救済法を弱体化させているといった国内産業・議会の批判について、Goldstein [1995] pp.303-304。米加 FTA19 章手続に関する調査によれば、当局決定を取消す頻度は、米国の国際貿易裁判所 (CIT) の約 3 分の 1 に対し、二国間パネルは約 3 分の 2 と倍となっている。GAO [1995] p.75。二国間パネル手続による差し戻しの結果、カナダに対する事件においては米国による AD 措置・補助金相殺措置が変更される例が多いとのより最近の研究として、Blonigen [2006]。

<sup>127</sup> Bipartisan Trade Promotion Authority Act of 2002, Public Law 107-210, Aug. 6, 2002, Sec. 2102(19 USC 3802). TRADE NEGOTIATING OBJECTIVES. (b)(14) TRADE REMEDY LAWS.—The principal negotiating objectives of the United States with respect to trade remedy laws are—

(A) to preserve the ability of the United States to enforce rigorously its trade laws, including the antidumping, countervailing duty, and safeguard laws, and avoid agreements that lessen the effectiveness of domestic and international disciplines on unfair trade, especially dumping and subsidies, or that lessen the effectiveness of domestic and international safeguard provisions, in order to ensure that United States workers, agricultural producers, and firms can compete fully on fair terms and enjoy the benefits of reciprocal trade concessions:...

<sup>128</sup> 米韓 FTA 交渉の文脈において、同規定が実際に AD 措置に関する交渉に対する制約として機能することを示唆する記事として、“Korea Presses U.S. on Textile Issues, Trade Remedy Changes” *Inside U.S. Trade*, June 16, 2006, pp.1, 17-18.

が事実上、この姿勢を変更不可能なものとしている。他方、ブラジルはオレンジジュースに対する米国 AD 措置やブラジル・アルゼンチン産鉄鋼に対する米国 AD 措置などの経験から、FTAA での AD 措置に対する規律強化を求めているが、むしろ WTO・AD ルール交渉での規律強化を優先しているようである<sup>129</sup>。チリもチリ産鮭に対する米国 AD・相殺関税措置提訴(1997 年)やチリ産マッシュルームに対する米国 AD 措置適用(149%、1998 年)の経験から AD 措置適用廃止又は規律強化を求める姿勢を強めている<sup>130</sup>。他方、カナダはかつて米加 FTA でも AD 措置の廃止を求め、1997 年のチリとの FTA でも AD 措置適用を廃止したが、FTAA 全体での廃止に消極的となっており<sup>131</sup>、2002 年のカナダ・コスタリカ FTA と類似したレッサー・デューティ条項や公共利益考慮条項などを提案するに留まっている<sup>132</sup>。これは、カナダが中南米の新興国からの輸入に関し貿易救済措置の武器を維持したいと考えるに至ったことを示唆している<sup>133</sup>。これは中東欧・地中海諸国との協定において AD 措置適用廃止を躊躇した EC の態度との類似性も窺われ、興味深い。

## 5. 規律導入の条件に関する考察のための予備的整理

AD 措置関連規律、特に AD 措置適用廃止が導入されるためには、ダンピングが成立する条件が存在しないか、又は AD 措置の適用を正当化する根拠が存在しないかのいずれかの条件が整う必要があると考えるのが合理的である。よって規律導入の条件について考察する前提として、以下ではダンピング成立の前提条件や AD 措置の存在理由に関する代表的な議論の要点を紹介する。さらに、AD 措置に対する批判論も取り上げつつ、AD 措置適用廃止導入のための条件について考察する。

### 5. 1 ダンピング成立の前提条件

理論上、国際的価格差別の意味におけるダンピングは輸出入国の市場が分断されてい

---

<sup>129</sup> O'Keefe [1998] note 65.

<sup>130</sup> 同上、p.270。

<sup>131</sup> カナダは、チリとの FTA において AD 措置廃止したことに対し国内鉄鋼産業からの厳しい批判を受け、FTAA 交渉では AD 措置廃止に消極的となった。O'Keefe [1998] note 65. その後、カナダ議会の FTAA 戦略に関する委員会報告(第 15 章)において、カナダ政府が米加 FTA 交渉以来依拠していた AD 措置廃止・競争法規律代替論は拒絶され、カナダ政府もこの報告に従い、FTAA 交渉では AD 措置の適用の改善のみを求める旨回答している。Standing Committee [1999] (“[T]he Committee concludes that there is no valid reason, or political appetite for that matter, for folding anti-dumping into antitrust. Competition and anti-dumping policies should, for the time being, remain separate.”) and Government of Canada [2000] p.10(“The Government supports the recommendation of the Committee to resist merging anti-dumping provisions with predatory pricing provisions in competition policy and law. Rather, the Government will continue its efforts to seek improvements to the application and operation of anti-dumping systems in the hemisphere in the context of a separate Negotiating Group on Subsidies, Antidumping and Countervailing Duties (of FTAA).”)

<sup>132</sup> Government of Canada [2003].

<sup>133</sup> Gastel and Leach [2000] p.38.

なければ(market separation<sup>134</sup> or market segmentation<sup>135</sup>)発生しえない。例えば、輸出国が輸入国に対し産品をダンピングするとしても、両国市場間に自由貿易が存在し、かつ輸送費用が十分に低ければ、当該産品が逆輸入（仲裁取引、arbitrage）される。この結果、輸出国市場での価格も引き下げられ、国際的価格差別という意味でのダンピングは消滅することとなる。よって、市場分断がダンピング発生の前提条件であると考えられる。

市場分断が発生する理由・シナリオは、いくつか考えられるが<sup>136</sup>、まず第1に高関税や輸入数量制限の存在により自由貿易が確保されていない場合である。これを以下では、「公的市場分断」と呼びたい。第2に、自由貿易が確保されていたとしても、輸出国側において、独占企業が認められているため、又は競争法が存在しない、若しくは十分に執行されていないため、民間企業により輸入品を排除するような競争制限行為（ボイコット、排他条件付取引等）が行われ、結果として市場が分断される場合である。これを以下では、「私的市場分断」と呼びたい。第3に、自由貿易が確保され、私的市場分断も除去された場合でも、例えば両国間の輸送コストがあまりに高い場合は<sup>137</sup>、仲裁取引が発生しえず、ダンピングが発生しうる。これを以下では、「地理的市場分断」と呼びたい<sup>138</sup>。

## 5. 2 AD 措置の存在意義に関する議論<sup>139</sup>

AD 措置の存在意義に関する最も一般的な説明は、「不公正貿易論」による説明である<sup>140</sup>。その代表例が、アンソニー、ウッド、スチュアート等の説明である。アンソニーは、国際的価格差別が本国市場における独占的市場を前提としており、その独占利潤が人為的に低い輸出価格を維持する不公正な「補助金」になっているという観点から、AD 措置の正当性を論じている。つまり、AD 措置は、自由貿易政策の前提である比較優位理論を基礎としており、輸出企業がその効率性でなく、人為的又は反競争的条件に基づいて廉売している場合には、当該廉売によって輸入国の生産者が害されることが許されるべきではない。国際的価格差別であるダンピングの存在は、その輸出行為が本国市場における独占利潤によって補助されていることの証左であり、ダンピング企業は輸入国内競争者に対し経済的に正当な優位を持つといえない<sup>141</sup>。アンソニーによれば、自然の優位に基づくのではなく、ダンピング輸出者が反競争的地位を有し、人為的に低い輸

<sup>134</sup> Boltuck [1987] pp.46-47.

<sup>135</sup> Harpaz [2005] p.448.

<sup>136</sup> Marceau [1996] p.11(“The separation can be social, geographical, cultural or legal.”).

<sup>137</sup> Wood [1989] p.1168 (“practical barriers to arbitrage”).

<sup>138</sup> 自由貿易が確立した場合に仲裁取引が発生しダンピングが抑止されるという考えに疑問を呈するものとして、Miranda [1996] p.281.

<sup>139</sup> 以下の学説の整理として、阿部 [2001] (2) pp.139-145 及び同(3) pp.27-32 参照。

<sup>140</sup> なお、阿部 [2001] は不公正貿易論という表現を避け、競争条件平準化説という用語を当てる。

<sup>141</sup> Anthony [1969] pp.168-169.

出価格を維持することが可能な場合、当該ダンピングに対する AD 措置の賦課・適用が正当化されることになる。

同様にウッドも自然優位(natural advantage)と人為的優位(artificial advantage)を区別し、企業は後者に基づいて競争する権限はないと論ずる。その際、一部の産業のみ狙い撃ちで有利とする税法、金利のかからない公的融資、補助金を受けた輸出信用、競争的輸入を妨害する高関税、国家によって与えられた独占に基づく優位を人為的優位の例としてあげている<sup>142</sup>。また、スチュアートも同様な立場に立ちながら、「保護された市場(protected market)」に加え内部補助 (cross-subsidization) やその他の非商業的行為も人為的優位として捉えている<sup>143</sup>。

上記の不公正貿易論がダンピングを不公正貿易とする主な根拠の第 1 は関税等の貿易障壁、第 2 が輸出国市場での独占や市場支配力であるとまとめることができる。第 1 の貿易障壁、第 2 の市場支配力は、前述 5.1 のダンピング成立条件の第 1 の公的市場分断、第 2 の私的市場分断とも重複する。ただし、ダンピング成立条件の第 3 の地理的市場分断が存在していることだけから、直ちにダンピング行為が不公正であるという結論は導き出すことはできないだろう。

これ以外の AD 措置を正当化する理論として、インターフェイス理論を上げることができる<sup>144</sup>。これは、輸出入国が異なる経済体制・システムを有していることを前提とする議論である。例えば、ジャクソンは労働制度、金融制度等の差異に起因するコスト構造 (固定費用、可変費用) の違いから、可変費用が低い国で不況が発生した場合ダンピングが発生しうると指摘する。ジャクソンはさらに AD 措置はこうした経済システムの差異に起因するダンピングに対するインターフェイスや緩衝メカニズムとしての役割を担っていると指摘している<sup>145</sup>。この理論は主に日米の鉄鋼産業のコスト構造の違いに着目して、両国間の AD 紛争の多さと対処の必要性を説明しようとするものである。なお、同理論の指摘するような理由でダンピングが発生する場合は、国内においても平均総費用割れで販売されている可能性が高く、国際的価格差別という意味でのダンピングが発生していない場合が多い。よって、この理論では、上記 5.1 のいずれかの理由で市場分断が存在することはダンピング成立条件とはとらえない。

### 5. 3 AD 措置に対する規律強化論・廃止論

上記の AD 措置の存在意義を説明する理論に対しては、現在の AD 措置には経済的合理性がないとして、規制すべきダンピングは略奪的ダンピングだけであるとの主張が提起されている。例えば、バルセロは米国反トラスト法を参照しながら、国際的価格差別

---

<sup>142</sup> Wood [1989] p.1173.

<sup>143</sup> Stewart [1991] p.309. Stewart and Brightbill [1996]、Stewart [1999] pp.697-703 も参照。米国政府当局担当官の同種の主張の紹介として、Hoekman and Mavroidis [1996] p.30.

<sup>144</sup> これ以外の理論については、本稿では大きく取り上げない。詳細については阿部 [2000] 参照。

<sup>145</sup> Jackson [1997] pp.248-250.

を一般的に問題とする現行の GATT6 条を批判し、問題とすべきなのは、略奪的ダンピングのみであると指摘する。略奪的ダンピングとは、本国市場で独占的地位を持つ企業が、輸出先の輸入国内の競争企業を市場から排除・駆逐する意図を持って、本国市場価格よりも低い輸出価格を設定するという国際的価格差別である。略奪的ダンピングの問題点は、ダンピング輸出企業が輸入国内の競争企業を市場から排除した後に、独占的地位を利用して高い独占的価格を設定することにある。そうした略奪的ダンピングが国内競争法によって禁止対象になることを論拠に、バルセロはさらに AD 措置の廃止を主張する<sup>146</sup>。同様の AD 措置を競争法によって代替すべきという主張はビアワーゲン等によっても展開されている<sup>147</sup>。

これらの AD 措置適用廃止・競争法代替論は先進国間等ある程度競争法が整備された国同士の貿易関係を念頭に置くものである。と同時に、そこでの議論の前提となっている競争法が米国反トラスト法の略奪的価格設定規制であるということには注意が必要である。現時点の米国反トラスト法判例上、略奪的価格設定を違法と判定するためには、競争者を排除した後、市場を独占し、コスト割れ価格の損失を取り戻す、いわゆる「埋め合わせ」(recoupment)の危険な蓋然性が要件とされるが<sup>148</sup>、そうした埋め合わせが可能となる略奪的価格設定は実際には稀である<sup>149</sup>というのが一般的な理解である。よって、AD 措置適用廃止・競争法代替論は結果としてダンピングに対し何らの規制も行わないことを主張するに等しい<sup>150</sup>。

以上の競争法代替論が両国間での一定程度近似した競争法の存在を前提とするのに対し、一部の AD 措置適用廃止論はそうした競争法の統合や調和も不要とする<sup>151</sup>。ここでは、ANZCERTA を競争法代替の例として挙げながら、競争法、法文化及び司法システムの異なる国の中で、競争法代替は困難であるとする。しかし、相互に第三国に開放的な国であれば、市場支配力による独占化の可能性は低いとして、競争法代替をとまわずに AD 措置適用廃止は可能であると論ずる。ここでは主にカナダ・チリ FTA が具体例として念頭に置かれている。

## 6. AD 措置適用廃止の条件に関する考察

以上の検討を土台に以下では地域経済統合における AD 措置適用廃止の条件を検討する。

### 6. 1 AD 措置適用廃止と自由貿易の確立の関係

<sup>146</sup> Barcello [1972] p.559.

<sup>147</sup> Bierwagen [1990] pp.162, 168-169.

<sup>148</sup> Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp., 509 U.S. 209, 224 (1993). 解説として、中川 [2001] pp.101, 111.

<sup>149</sup> Trebilcock and Boddez [1995] p.13-15; Cann, Jr. [1996] p.75.

<sup>150</sup> Standing Committee [1999] 第 15 章の引用する Michael Flavell 弁護士の発言。

<sup>151</sup> Niels and Kate [1997] p.40. 著者は、Federal Competition Commission, Mexico の担当官。

本稿で紹介した地域経済統合における AD 措置適用廃止は、ほとんどの場合で関税の全廃、数量制限の撤廃など物の貿易に関する自由貿易の確立と同時に導入されている（EEC、ANZCERTA、カナダ・チリ及び EFTA・シンガポール<sup>152</sup>）。この観点から自由貿易の確立によって AD 措置適用廃止の条件は整い、競争法関連規律は必要とされないとの主張がある<sup>153</sup>。

この主張については、5.1 及び 5.2 で紹介したダンピング成立条件及びダンピングを不公正貿易と考える論拠のうち、公的市場分断がすでに存在しなくなるために、AD 措置廃止に向けた必要条件の少なくとも 1 つが整う<sup>154</sup>との主張だと理解することができる<sup>155</sup>。しかし、これだけでは、AD 措置廃止に十分な条件が整ったとは言い切れない。それは自由貿易を完成した他の多くの FTA において、AD 措置適用が必ずしも廃止されていない事実によって示唆される<sup>156</sup>。

## 6. 2 AD 措置適用廃止と競争法関連規律の関係

他方、地域経済統合において AD 措置適用廃止の前提として、競争法の調和・協力等競争法関連規律が必要となるという主張もある<sup>157</sup>。しかし、この主張については、少なくとも次の 2 つの側面に分けて検討を加える必要である。

競争法調和等が必要となる第 1 の側面は、5.1 及び 5.2 で検討したダンピング成立条件及び不公正貿易論の論拠のうち、私的市場分断の側面に関係する。つまり、地域経済統合加盟国が競争法をそれぞれ有し、適切に執行されることで、私的市場分断が不可能となり<sup>158</sup>、ひいては自由貿易が実際にも確保されるため<sup>159</sup>、ダンピングの成立条件が消滅し、同時に不公正と非難される市場独占による利潤も発生し得なくなる。ここでの競争法調和は、不当廉売のみならず、ボイコット、排他条件付取引といった競争者排除行

<sup>152</sup> 但し、チリ・カナダ間において、カナダは AD 措置を廃止した 2003 年 1 月 1 日までに関税をほぼ全廃したが、チリはそれ以降も一部の関税は維持し、最も長いものでは 2013 年 1 月 1 日まで維持される。Schedule of Canada and Schedule of Chile, <http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/bilateral-en.asp>。シンガポール・EFTA 間でも、シンガポールの EFTA 向け輸出の 99.8%が無関税となるが、必ずしも全廃ではない。しかし、いずれの FTA も AD 措置廃止に例外品目を設けていない。

<sup>153</sup> Hoekman [1998] p.10, note 8, 17, 18. なお、自由貿易協定である EEA において AD 措置が廃止され、関税同盟である EC・トルコ関税同盟において AD 措置が廃止されていないことから、第三国に対する共通通商政策は AD 措置廃止の前提条件であるとはいえない。Hoekman [1998] pp.18-19.

<sup>154</sup> 自由貿易地域が達成されれば、競争者の制裁のリスクがあるため、ダンピングを行うインセンティブと能力を減少させるという交渉者の理解として、Barker and Beaumont [1992] p.569 and note 22.

<sup>155</sup> 上記 AD 措置廃止・競争法代替不要論でも、相互に開放経済となっていることを前提としているため、少なくともこの第 1 の条件を要求していると理解できる。Niels and Kate [1997] p.41.

<sup>156</sup> Miranda [1996] p.280 (NAFTA や EC・中東欧諸国の欧州協定を例に挙げる。)

<sup>157</sup> Marceau [1995] p.35-36.

<sup>158</sup> 競争法を含む EC 法全体が、各国市場を分断する（公的及び私的）措置に対する異議に主な焦点を当ててきており、そこでは仲裁取引の助長が重要な目的の 1 つであるとの指摘として、Hoekman [1998] p.16.

<sup>159</sup> 同様の視点から反競争的行為に対する各国競争法による適切な対応や国際協力の重要性を指摘するものとして、独占禁止法国際問題研究会 [2002] p.8（「輸入カルテルや不当な排他的取引慣行などの反競争的な行為は、一国の国内市場で行われるものであっても貿易・投資の障壁となり得る。このため、貿易・投資の自由化の効果を最大限に発揮させる観点からも、各国それぞれが適切に対応するとともに、一層効果的な対応を図るために国際協力を推進することが重要である。」）。

為や価格カルテルの規制も含め幅広く調和が行われる必要がある。また、実体法の調和と同時に重要なのは、相互の競争法が同程度に厳しく執行されることの保証であり、その点では独立かつ執行資源を十分に与えられた執行機関の存在が重要となろう。第2の側面との対比のため確認すれば、この第1の側面ではダンピング輸出を疑われる輸出側国の競争法が輸入国側の競争法と同等の内容を持ち、同程度の執行が確保されることが重要となると要約することができる。

例えば、EEC においては、各国が競争法を用意する義務や調和する義務は規定されていないが、EEC 委員会（現在の欧州委員会）レベルでの統一競争法の執行を通じて、すくなくとも加盟国間での私的市場分断は除去されることになる。また、ANZCERTA では、豪・制限的取引慣行法をモデルにした 1986 年の NZ・商業法の制定を通じて、両者の間の競争法はかなりの程度調和された。さらに双方にほぼ類似した独立かつ十分な資源が与えられた執行機関が置かれたことによって、両国間の競争法の執行に対する信頼関係が確立された。これらの結果、両国間は相互の競争法を同等のものと認証 (recognition) し合ったと理解すべきであろう<sup>160</sup>。他方、チリ・カナダ FTA や EFTA・シンガポール FTA においては、競争法関連規律は抽象的な原則の確認又は両国間貿易を制限する反競争的行為についての協議・情報交換手続の設定のレベルに留まり、EEC 及び ANZCERTA レベルの私的市場分断の除去や市場独占による超過利潤発生の防止が十分に行われうるのか疑問がある<sup>161</sup>。しかし、前述したように両 FTA は AD 措置適用廃止が競争法調和や競争法執行協力を行わなくても可能であることを示すための「先例形成」であったと考えれば、この前提条件は意図的に無視されたと理解することができる<sup>162</sup>。

この競争法調和・相互認証という条件は、他の FTA、例えば NZ・シンガポール、NZ・タイ、豪・シンガポール、豪・タイ、環太平洋の各 FTA では、必ずしも十分に満たされていない。これらの国の間では、自由貿易が達成され、公的市場分断が除去され

---

<sup>160</sup> Department of Foreign Affairs and Trade, Australia, Australia Competition and Consumer Commission (以下「ACCC」という。)及び Ministry of Foreign Affairs and Trade, New Zealand での聞き取り調査 (2006 年 1 月 19 日、20 日及び 2 月 21 日実施)。競争法の相互認証は必ずしも競争法の完全なる調和を意味しない。確かに豪と NZ の両競争法は極めて類似した法構造を有するが、両規制当局が同一の航空会社の株式保有及び提携の提案について認可 (authorization) しない旨の決定を下したにもかかわらず、豪側の控訴審 (Australian Competition Tribunal) でのみ同決定が取り消され、異なる結論に至った例 (Qantas/New Zealand Air 事件) もある。ACCC [2003]; NZCC [2003]。本件に関し、Hazledine [2004]。

<sup>161</sup> 例えば、カナダの競争法の起源は 1889 年に遡り、現在の中心的な法律は 1986 年競争法である。カナダの競争当局は最新のデータで 393 名のスタッフを擁する。OECD [2005] p.21。他方、チリの自由競争保護法は 1973 年制定だが、1999 年までその執行に重点が置かれていなかった。チリ競争当局は 1999 年の改革によりスタッフ数を約 60 名まで倍増され、その以降、国内経済政策の変化に対応し、チリの競争政策の優先度は上昇傾向にあるようである。OECD [2004] pp.16-17。しかし、カナダ・チリ FTA 締結時点 (1996 年) では必ずしも十分な執行が期待できる段階になかったと推測される。また、シンガポールの競争法は 2004 年 10 月に制定され、2005 年 1 月に一部施行されたばかりである。

<sup>162</sup> この先例に基づいて議論を展開しているという意味で、この先例形成機能が実際に発揮されることを示す論考として、Niels and Kate [1997]。この両著者がチリ及びカナダと AD 措置に対する姿勢において共通点のあるメキシコの論者であることにも注意を要する。



ることとなるが、なお相手国の競争法執行により私的市場分断が除去されると信頼できる水準の「競争法の相互認証」が行われておらず、そのために AD 措置適用は廃止されえなかったとの推論が可能である。

第 2 に、競争法関連規律が必要となるもう 1 つの側面は、AD 措置適用廃止後の代替規律としての競争法の役割である。この側面は、上記のようにダンピング輸出を疑われる輸出国側で公的市場分断と私的市場分断が除去され、ダンピングが発生する余地が僅少となるとしても、輸入国側のダンピングに対する懸念を緩和するために、さらに何らかの対処方法(safeguard)を用意するものとして理解すべきであろう。

例えば、EC (EEC) であれば、略奪的価格設定はローマ条約 86 条 (現行 EC 設立条約 82 条) の市場支配的地位の濫用として禁止対象となる。しかも、EC 競争法における略奪的価格設定規制は、米国におけるそれと異なり、必ずしも埋め合わせの蓋然性を要件として設定していない<sup>163</sup>。これにより例えば、A 加盟国において市場支配的地位を有する企業が、なおシェアの小さい B 加盟国において同地位を濫用して、略奪的価格設定を行うことも規制対象となりうる<sup>164</sup>。このことは域内において AD 措置適用を廃止したが、なお一定程度の市場分断が発生しうる段階にある EC において、同競争法がセーフガードとして機能することを期待されていることの 1 つの証左と理解することができる<sup>165</sup>。また、ANZCERTA では、豪・NZ の市場支配的地位の濫用規定を両国市場及びその一部での市場支配的地位の濫用も規制できるよう適用範囲を拡大した規定を新たに設けることで、AD 措置適用廃止後の代替規律を用意した。特に、ANZCERTA では、貿易障壁が除去されればダンピングは排除されるという教条的な考え方は排除され、現行の競争法に依拠して不公正な国際貿易慣行に対する一定のコントロールを加えることは必要であるとされた<sup>166</sup>。しかし、豪及び NZ が導入したこの環タスマン市場規定は導入以降、一件も発動されることがない<sup>167</sup>。その事実は、同様の規定が不要であること、又は同規定に実効性がないことを示唆するとの主張もありうるが、別の角度から見れば、公的及び私的市場分断の除去によりダンピングがほとんど発生しえなくなった

<sup>163</sup> Tetra Pak International SA v. Commission, 1994 E.C.R.II-755, para.150 (“[I]t is not necessary to demonstrate specifically that the undertaking in question had a reasonable prospect of recouping losses so incurred.”). この点の紹介として、中川 [2001] p.217。

<sup>164</sup> 米国反トラスト法の略奪的価格設定規制では、埋め合わせの危険な蓋然性を要件として要求するため、この事例では B 国市場での独占化のおそれは低く、埋め合わせの蓋然性がないとして、規制の要件を満たさない可能性が高い。前掲注 152。

<sup>165</sup> 米国憲法の州際通商条項の適用により、米国市場全体での競争的環境を形成しており、それが「自由市場」に対する信頼の土台となっているとの指摘として、Cann, Jr. [1996] pp.143-144。また、日米のマーケットにおける参入の容易性の差と市場に対する信頼観の差を指摘し、米国の略奪的価格設定規制における埋め合わせ要件の日本における導入に消極的な姿勢を示すものとして、座談会[2005] p.13 (根岸哲発言)。

<sup>166</sup> Ahdar [1991] p.322.

<sup>167</sup> 同上 (私人による差止請求が認められなかった例を紹介する。)。Niels and Kate [1997] p.41。これまで両国競争当局により、この規定が用いられなかった事実については、ACCC 及び MED, NZ に対する聞き取り調査により確認した (2006 年 1 月 20 日及び 2 月 21 日実施)。

ことを示唆するともいえる。また、その規定の存在それ自体が、可能性を極小化したものの、なお発生しうるダンピング行為を「影で抑止している(hidden deterrent)」という理解も示唆的である<sup>168</sup>。他方、カナダ・チリ FTA や EFTA・シンガポール FTA では、この側面に関する十分な規律は導入されていないが、その点を重視して前提条件に関する結論を下すことは上記のように妥当でなからう。

この第 2 の側面の関連では、地域経済統合加盟国において競争法が統一的に執行されるか、又は少なくとも略奪的価格設定又は不当廉売の規制についてある程度考え方が調和され、かつ少なくとも物の貿易の範囲で域外適用を認め、輸入国側競争当局が輸出国領域での域外調査が可能になる程度の執行協力がなされることが必要となる。

競争法調和・相互認証という側面に関し注目されるのは EC・中東欧諸国の欧州協定や地中海諸国連合協定である。ここでは自由貿易が導入され、競争法がある程度調和されることで、公的及び私的市場分断の双方とも除去され、かつ略奪的価格設定についてもある程度対処可能となったと考えられるにもかかわらず、AD 措置適用廃止は予定されていなかった。その点は、補助金についての統一的規律が導入された結果、相殺措置の適用が原則として廃止されたことと比べて極めて対照的である。

この事例は公的市場分断の除去及び私的市場分断の除去だけでは、なお AD 措置廃止に十分でないことを示している<sup>169</sup>。この対照的な取り扱いの原因について、かならずしも十分な考察とはいえないが、以下の点を指摘したい。第 1 に、中東欧諸国は一人当たりの国民総所得はいずれも高中所得国 (upper middle income)<sup>170</sup>か、低中所得国 (lower middle income)<sup>171</sup>に分類される一方で、EC 既加盟国はいずれも高所得国である。同様に地中海諸国は低中所得国が大半で、レバノン及びトルコとイスラエルのみそれぞれ高中所得国、高所得国である。第 2 に、中東欧諸国は非市場経済から市場経済への移行期にあったため<sup>172</sup>、EC 競争法の導入がなされても直ちに EC と同等の規律がなされるかどうか EC 側に疑問が残った可能性は高い<sup>173</sup>。第 3 に、中東欧諸国は鉄鋼生産国であ

<sup>168</sup> David Smith 委員 (ACCC) 発言 (2006 年 1 月 20 日実施)。

<sup>169</sup> Hoekman and Mavroidis [1996] p.36.

<sup>170</sup> World Bank [2006]による分類。低所得国は 825 ドル以下、低中所得国は 826～3,255 ドル、高中所得国は 3,256～10,065 ドル、高所得国は 10,066 ドル以上。2004 年のデータによれば、チェコ(9,130 ドル)、エストニア(7,080 ドル)、ハンガリー(8,370 ドル)、ラトビア(5,580 ドル)、リトアニア(5,740 ドル)、ポーランド(6,100 ドル)、スロバキア(6,480 ドル)が含まれる。本稿末尾表 9 も参照されたい。

<sup>171</sup> ブルガリア(2,750 ドル)、ルーマニア(2,960 ドル)が含まれる。

<sup>172</sup> 例えば、国民総生産に占める民間部門の割合は、1995 年で次の通りである。ブルガリア(45%)、チェコ(70%)、エストニア(65%)、ハンガリー(60%)、ラトビア(60%)、リトアニア(55%)、ポーランド(60%)、ルーマニア(40%)、スロバキア(60%)、スロベニア(45%)。Estrin and Holmes [1998] p.18.

<sup>173</sup> 欧州委員会及び欧州理事会が、中東欧諸国に対する AD 措置廃止の前提として、「競争法の十分な運用が達成されると同時に共同体法の他の部分のより幅広い適用がなされ、域内市場に存在すると同等の水準の不正な競争に対する保障が与えられること(a level of guarantee against unfair competition comparable to that existing inside the internal market)」を挙げていることの紹介として、Estrin and Holmes [1998] p.4. EC 産業側が、貿易障壁を除去する前提として、中東欧諸国に EC 競争法と同等の競争法の導入による「水平の競技場(level playing field)」の確保を望んだとの指摘として、Fox [1998] pp.25-26.

り鉄鋼に関し AD 調査を受ける例が少なくない<sup>174</sup>。以上から示唆されることは、EC 既加盟国は、第 1 に自由貿易による公的市場分断の除去にもかかわらず、中東欧及び地中海諸国による競争法の EC との調和によっても私的市場分断が除去されるかどうか疑問を有していたため、なお競争法の「相互認証」を与える段階に至っていなかったこと<sup>175</sup>、及び第 2 に特に鉄鋼産業から AD 措置適用廃止に懸念が提起されていたことである。最後の点は、次の 6.3 の観点からも興味深い。

### 6. 3 それ以外の社会経済的制度の調和

AD 措置の正当化理論の 1 つであるインターフェイス理論によれば、ダンピングの発生原因は貿易相手国間の会社法制、労働法制など企業のコスト構造にかかわるさまざまな要因の違いに求められることになる。この観点に立てば、上記の 6.1 及び 6.2 の考察で紹介した規律を導入することで、公的市場分断や私的市場分断が除去されたとしても、なおダンピングは発生・成立しえて、かつ AD 措置によってそれに対処する根拠は失われないことになる。この観点では、EC、EEA 及び ANZCERTA では不断の努力によって、会社法制、労働法制などの側面でも相当程度の調和を進めている。これらが 6.1 及び 6.2 の規律とあいまって、AD 措置適用廃止がスムーズに導入されたと理解することもできるかもしれない。他方、カナダ・チリ FTA や EFTA・シンガポール FTA においては、その水準の制度調和は達成されているとはいえず、この観点からの AD 措置適用廃止の前提条件が十分に満たされていたか疑問がある。特に、カナダ・チリ FTA 締結後、カナダ国内の鉄鋼産業から AD 措置適用廃止に対し強い批判が提起され、カナダの AD 措置関連規律を求める態度は FTAA 交渉において相当程度軟化した<sup>176</sup>。インターフェイス理論がモデルとして依拠していた鉄鋼産業からこうした批判が提起されたことは、以上の推論が妥当することを示唆するように思われ興味深い。

## 7. まとめと展望

以上の検討をまとめれば、AD 措置適用廃止の前提条件は、第 1 に、自由貿易の達成により、公的市場分断が除去されていること、かつ、第 2 に、自由貿易を阻害しない程度に私的市場分断が除去されうることである<sup>177</sup>。さらに必須条件とまではいえないもの

<sup>174</sup> 1987～1997 年の鉄鋼を含む基礎金属に対する AD 調査開始件数は、ブルガリア (1) チェコ(7)、エストニア(1)、ハンガリー(2)、ラトビア(1)、リトアニア(1)、ポーランド(9)、ルーマニア(8)、スロバキア(7)、スロベニア(5)。中東欧諸国への AD 措置適用廃止に対し EC 内鉄鋼産業が懸念を有していたことについて、Estrin and Holmes [1998] p.6。

<sup>175</sup> トルコに対する AD 措置の廃止の条件として、競争法導入後の実施が域内市場に存在しているのと同等の不公正競争に対する保障を提供していることの確認を求めた EC の姿勢は、中東欧諸国に対する姿勢と共通している。上記 3.1.5 参照。

<sup>176</sup> 前掲注 135 参照。

<sup>177</sup> これらに加えて、物の貿易の観点での市場統合のみならず、投資自由化の側面も AD 措置廃止の前提条件と見るものとして、Hoekman and Mavroidis [1996] p.36、阿部 [2005] p.59。阿部 [2005] pp.60-63 は、さらに労働の域内移動、域内での所得再分配制度も含めた「国内経済秩序に類似した経済的・社会的統

の第3に、競争法がAD措置に代替することを可能とする規律が導入されていれば、一層AD措置適用廃止はスムーズに行われやすいだろう。第4に、貿易相手国間の経済制度の差異を根拠にAD措置の正当化を行う理論に依拠すれば、さらに企業コストに関係する様々な法制・システムの違いを調和することもAD措置適用廃止の前提条件に数えられることになる。つまり、AD措置の適用廃止の有無は、当該地域経済統合によって、どの程度深い市場統合が達成されたかを測るという意味で「市場統合度を示す指標」として機能すると考えることができる。

本稿では主にAD措置を正当化する理論の妥当性を特に問わずに、それらを基礎にAD措置適用廃止の条件に関する検討を加えた。よって、ここでまとめた条件が果たして経済理論上も厳密に必要な条件といえるのかどうかまで検証したわけではないことに注意が必要である。しかし、少なくともこれらの条件が整えば、AD措置を擁護する論者や国内輸入競争産業からAD措置適用廃止に反対する論拠を奪うという意味で、大きな「政治的な説得力」が生じるとの推論は十分に可能だろう。

以上を前提に展望すれば、第1に、世界大でWTOが自由貿易を促進し、かつ二国間や各地域における経済統合が自由貿易を促進しつつある現在、第1の公的市場分断の除去という条件は徐々に整いつつあると理解できる。特にFTAにおいて完全に物の貿易に関する自由貿易が達成されれば、当事国間では、その条件が満たされることになる。第2に、アジア各国を中心に急速に競争法制定の動きが広まっている事実<sup>178</sup>は、私的市場分断が除去される期待が高まっており、AD措置適用廃止に向けた環境が整いつつあると評価できよう。しかし、アジア各国における競争法運用は緒についたばかりであり、他の先進国の立場からは、なおその執行に対し「認証」を与える水準には到っていない。豪・NZが二国間でAD措置を廃止しつつも、アジア各国とのFTAにおいては、AD措置の廃止を導入しなかったことは、これらFTAにおいて競争法調和の一般規定のみが置かれていることと合わせて考慮すれば、豪・NZはアジア各国との間の関係がANZCERTAの競争法調和がなお達成されていなかった1983年のANCERTAの段階によろやく立ったに過ぎないと考えていると理解できる<sup>179</sup>。よって、豪・NZの観点から、AD措置適用が廃止できる程度にまで競争法が相互に認証されるには、なお長い年月が必要となろう。ここから示唆を得れば、我が国が今後締結するFTA/EPAにおいては、当初締結時点で結論を下すのではなく、将来の競争法の相互認証の可能性を念頭に入れ、AD措置関連規律の強化やAD措置適用廃止について再交渉する手続を設けるという案も検討に値しよう<sup>180</sup>。その場合、同時に、相互認証の達成に向け、アジア各国に対し、競争政

---

合」がAD措置廃止の前提であると論ずる。

<sup>178</sup> その概観として、安田 [2005] pp.177-187。日本(1947)、韓国(1980)、台湾(1992)、タイ (1999)、インドネシア(2000)、インド(2003)、シンガポール(2004)、ベトナム(2004)等ですでに競争法の制定がなされており、マレーシアと中国においても制定作業が進められている。

<sup>179</sup> 前掲注 120、注 122 及び本文対応部分も参照。

<sup>180</sup> 例えば、競争法の協力に関し、協定発効後、協力内容の見直し・拡大を予定する規定として、新たな

策分野での技術支援・人材育成協力に一層取り組む必要も生じよう<sup>181</sup>。

第3の競争法による代替的規律については、従来のAD措置適用廃止論・競争法代替論が主に念頭に置いていた米国反トラスト法による略奪的価格設定規制と実際にAD措置適用廃止を実現したECにおける競争法における対応規制には要件面でズレがあり<sup>182</sup>、ECでは市場統合がいまだ不完全であることを前提にした規制が展開されてきたと理解する余地があることを指摘できる。米欧の競争法の適用が略奪的価格規制の側面で収斂することは短期的には期待できない。その意味では、米国を含めた世界大でのAD措置適用廃止の受け入れをスムーズとする環境はいまだ整ったとはいえない。

第4のコスト構造に影響する経済制度の差異に着目すれば、例えば一部の特定国の間においては、FTA等による制度調和を通じて、そのような差異を減少又は消滅させることが可能であろうが、世界大でのこうした制度調和を行うことは中長期的にも現実的とはいえない。この観点からは、WTOの場において、AD措置適用廃止を実現することは、しばらくの間、困難であると言わざるを得ない。

他方、AD措置の廃止まで至らない規律強化については、別途の検討が必要となる。最近のFTAではデミニマス・マージンやネグリジブル・ダンピングの基準の引き上げ、レッサー・デューティ・ルール、公共の利益考慮条項等実体的なWTO・AD協定プラス条項が導入されている。これらはWTO・ADルール交渉やFTAA交渉等で関係国が提案しているものと大部分重なっており<sup>183</sup>、そうしたWTOプラス・ルールに関する経験蓄積、又は先例形成(precedent setting)の機能を期待しての導入と評価することが可能である<sup>184</sup>。

その理解を前提にして、AD措置関連の規律強化が導入される条件を考察すれば、第1に、当事国同士が当事国間の貿易を越えて世界大又は地域でのAD措置に対する規律強化が重要であるという認識を共有している意味での“Like-mindedness”が重要な条件であると推論することが可能である。第2に、当事国間で双方向的にAD適用事例がさほど多くなく、規律導入によるコスト（特に国内産業が反対する可能性）がさほど大

---

時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極23条。

<sup>181</sup> 我が国によるFTA/EPA締結推進の文脈で、競争政策分野での東アジアを中心とする相手国に対する技術支援・人材育成協力の重要性を強調するものとして、独占禁止法国際問題研究会 [2002] pp.21-22。

<sup>182</sup> 米国・ECの競争政策における「歴史的相違」(historical divergence)の5分野（合併審査における効率性、忠誠度レポート、略奪的価格設定、不可欠施設の法理及び独占の梃子）の1つとして、略奪的価格設定規制が挙げられることがある。Kolasky [2002] p.4. 前掲注167も参照。

<sup>183</sup> 先進国では異なる余地はあるが途上国ではWTO交渉とFTA交渉の担当者（特にADルール）は共通である可能性が高いだろう。また先進国でも、例えばニュージーランドの現在のADルール交渉担当者とニュージーランド・シンガポールFTAの交渉者は重なっている。Bruce Cullen氏（MED, NZ）に対する聞き取り調査（2006年2月21日実施）。

<sup>184</sup> ここでの議論はAD措置適用廃止以外の規律を対象としたが、上記廃止の条件が整っていないにもかかわらず廃止を盛り込んだカナダ・チリFTAやEFTA・シンガポールFTAも同議論の対象範囲に含まれよう。

きくないという条件の存在も想定できる<sup>185</sup>。特に、一方当事国のみが他方当事国に対し一方通行的に AD 措置を発動している状況は、「立場の逆転可能性 (Role Reversibility)」<sup>186</sup>が存在しないことを示唆しており、適切な規律が導入される可能性は低い<sup>187</sup>。しかし、他方で、以上の条件を満たしている場合でも、FTA における AD 措置関連規律が、域外国との関係で、GATT1 条 1 項や AD 協定 9.2 条の無差別適用原則に反する差別を構成するかどうかという法的解釈において当事国に疑問が残る場合、規律導入に躊躇する可能性も窺われた<sup>188</sup>。我が国が今後締結する FTA/EPA における AD 措置関連規律の導入の可否を検討するに当たっても、この点に関する法的解釈論の整理を進めることが大きな課題となろう<sup>189</sup>。

なお、AD 措置廃止と AD 措置関連規律の強化のいずれの側面でも、他の条件が整っていても、地理的隣接性の欠如が廃止又は規律強化の成立を阻止する傾向が窺えた。しかし、地理的隣接性が経済システムの類似性の代理変数なのか、仲裁取引 (arbitrage) の機能しやすさの代理変数なのかは現段階で必ずしも明らかとはいえない。

他方で、4. における FTAA 交渉での AD 措置関連規律に関する交渉の経緯の調査の結果、米国内利害関係者の中には、FTAA 交渉における AD ルールの規律強化の動きに強硬に反対する産業 (鉄鋼、半導体)<sup>190</sup>だけでなく FTAA の AD ルール交渉において規律強化を積極的に求めるものが見られた (商工会議所、Caterpillar)<sup>191</sup>。これは 1994 年のウルグアイ・ラウンド協定の国内実施過程において見られた米国内の輸入競争産業

---

<sup>185</sup> NZ は、AD 措置適用事例が多くなかったシンガポールとの間では注目すべき WTO・AD 協定プラス規律を導入しているが、適用事例が比較的多いタイに対しては同様のプラス規律をまったく導入していない。Bruce Cullen 氏 (MED, NZ) に対する聞き取り調査 (2006 年 2 月 21 日実施)。同様に、シンガポールは相互に適用例のないヨルダンとの間で大幅な実体的 WTO プラス規律を導入したが、シンガポールに対してのみ一方的に適用例があるインド及びオーストラリアとの間では、むしろ手続的なごく一部の WTO プラスに留まっている。

<sup>186</sup> 「立場の逆転可能性」の概念を紹介し、かつ WTO 法等に関する「立場の逆転可能性」が、相互主義が履行促進機能を発揮するための前提条件であることを示唆するものとして、川島 [2005] 注 119 及び本文対応部分。

<sup>187</sup> そのような「立場の逆転可能性」が導入される規律の内容に大きく作用する事例の紹介として、川島 [2002-4](2) 注 246 及び本文対応部分、川島 [2002-4](3) 注 456。

<sup>188</sup> 前掲注 81 参照。また前掲注 54 も参照。

<sup>189</sup> AD 措置やセーフガード措置の地域経済統合の域内不適用が GATT24 条によって一律に義務付けられるとの解釈に対し疑問を提起するものとして、東條 [2004] pp.125-126。他方で、同論文は先例と学説の検討に基づいて、セーフガード域内不適用が GATT24 条によって正当化され得るが、セーフガード調査段階において域内輸入も調査対象に含めたにもかかわらず、発動段階で域内輸入を除外する場合は GATT24 条によって正当化されないと論ずる。東條 [2004] pp.146-148。同説を AD 措置関連規律に応用すれば、EC、EEA、EFTA、ANZCERTA、カナダ・チリ及びシンガポール・EFTA における AD 措置適用廃止は、24 条により正当化され、かつ NZ・シンガポール及びシンガポール・ヨルダンの FTA のデミニマス・マージンやネグリジブル・ダンピングの基準の引き上げも、その結果、AD 調査の損害及び因果関係認定に入る前の段階で域内国のダンピング輸入分が除外されるのであれば、24 条により正当化される可能性がある。他方、損害及び因果関係認定において、域内国からのダンピング輸入も含めて認定を行った後に、域内国に対してのみレッサー・デューティ・ルールを適用することは、AD 協定 9.2 条違反を構成し、かつ GATT24 条によって正当化されないおそれがある。

<sup>190</sup> AISI [2001], Semiconductor Industry Associations [2003].

<sup>191</sup> Caterpillar [2001], U.S. Chamber of Commerce *et al.* [2001].

と輸出産業の対立<sup>192</sup>の延長線上にあるものと位置づけることができる。現在、インドや中国を含めた AD ユーザーの蔓延が翻って米国の輸出利益を脅かす事態が進みつつある<sup>193</sup>。これは、AD ルールに関する「立場の逆転可能性」の条件が整いつつあることを示唆する。AD ルールに関する長期的な戦略を構想する上では、今後、米国内の政治的バランスの変化にも注目する必要があるだろう。

本稿は、なお論証不十分な推論段階のものを多く含み、なお研究を継続する必要がある。しかし、本稿で得られた知見は AD 措置規律強化論又は適用廃止論を展開する上で考慮に入れるべき要因やそれらが目指すべき長期的な議論の方向性を示唆するよう思われる。

以上

末尾 表 9 主要地域経済統合参加国の国民総所得と一人当たりの国民総所得

---

<sup>192</sup> 審議会内において、主に輸入競争産業が表明した WTO・AD 協定は一部、米国法と異なる規律を導入して国内産業保護にマイナスとする意見と輸出産業・輸入品ユーザー産業側が表明した協定の規律は不十分ながらバランスよい規律を導入したとの意見が対立し、両論併記とせざるを得なくなった。IPAC [1994] pp.16-44.

<sup>193</sup> CATO Institute [2004] p.618. Miller [2005] note 148 及び Ehrenhaft [2003] p.399 も参照。1995～2005 年末までに米国が AD 調査を受けた件数、AD 措置被発動件数は合計でそれぞれ 162 件及び 95 件で、上位 5 位調査・発動国の内訳はメキシコ(25、19)、インド(22、15)、ブラジル(22、8)、中国(20、10)、カナダ(14、10)。WTO [2006a] 及び WTO [2006b]。

【引用文献一覧】

Ahdar, Rex [1991] “The Role of Antitrust Policy in the Development of Australia-New Zealand Free Trade.” *Northwestern Journal of International Law & Business* 12:317-334.

American Iron and Steel Institute (AISI) [2001] *NAFTA Steel Producer Views on Antidumping and Countervailing Duty Laws in an FTAA (Feb. 1, 2001)*.

[http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS\\_E.ASP](http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS_E.ASP).

Anthony, Robert [1969] “The American Response to Dumping from Capitalist and Socialist Economies: Substantive Premises and Restructured Procedures after the 1967 GATT Code.” *Cornell Law Review* 54:159-231.

Australian Competition and Consumer Commission [2003] Application for Authorization A30220, A30221, A30222, A90862 and A90863.

<http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/744584/display/acccDecision>.

Barcelló, John J. [1972] “Antidumping Laws as Barriers to Trade: The United States and the International Antidumping Code.” *Cornell Law Review* 57:491-560.

Barker, Ian, and B. A. Beaumont [1992] “Trans-Tasman Legal Relations: Some Recent and Future Development.” *Australian Law Journal* 66:566-585.

Bierwagen, Rainer [1990] *GATT Article VI and the Protectionist Bias in Anti-dumping Laws*. Springer.

Blonigen, Bruce A. [2006] “The Effects of CUSFTA and NAFTA on Antidumping and Countervailing Duty Activity.” *World Bank Economic Review* 20:1-37.

Boltuck, Richard D. [1987] “An Economic Analysis of Dumping.” *Journal of World Trade* 21(5):45-54.

Burke, Robert E., and Brian F. Walsh [1995] “NAFTA Binational Panel Review: Should It Be Continued, Eliminated, or Substantially Changed?” *Brooklyn Journal of International Law* 20:529-562.



Paper from Brazil; Chile; Colombia; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea; Mexico; Norway; Singapore; Switzerland; Thailand and Turkey [2002] “Anti-Dumping: Illustrative Major Issues.” TN/RL/W/6.

Paper from Brazil; Chile; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Singapore; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu; and Thailand [2005] “Further Submission of Proposals on the Mandatory Application of the Lesser Duty Rule.” TN/RL/GEN/43.

Cann, Jr., Wesley A. [1996] “Internationalizing Our Views toward Recoupment and Market Power: Attacking the Antidumping/Antitrust Dichotomy through WTO-Consistent Global Welfare Theory.” *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law* 17:69-231.

Caterpillar, Inc. [2001] *Proposals of Caterpillar, Inc. regarding FTAA Negotiations on Antidumping Proceedings*(April 2001).

[http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS\\_E.ASP](http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS_E.ASP).

CATO Institute [2004] *CATO Handbook for Congress: Policy Recommendations for the 108th Congress*.

<http://www.cato.org/pubs/handbook/hb108/hb108-61.pdf>.

Paper from Chile; Colombia; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Singapore; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; Thailand; and Turkey [2005a] “Proposal on De Minimis Margins of Dumping.” TN/RL/GEN/30.

Paper from Chile; Colombia; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Singapore; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; Thailand; and Turkey [2005b] “Proposal on Negligible Imports.” TN/RL/GEN/31.

Council of Textile and Fashion Industries of Australia Limited (TFIA) [2004] *Submission, Australia – Malaysia Free Trade Agreement Feasibility Study*.

[http://www.dfat.gov.au/geo/malaysia/fta/submissions/041101\\_TextilesandFashionIndust](http://www.dfat.gov.au/geo/malaysia/fta/submissions/041101_TextilesandFashionIndust)

[ryAustralia.pdf](#).

Department of Foreign Affairs and Trade [2005] *Negotiating Free-Trade Agreements: A Guide, Australian Government*.

[http://www.dfat.gov.au/publications/negotiating\\_ftas/negotiating\\_ftas.pdf](http://www.dfat.gov.au/publications/negotiating_ftas/negotiating_ftas.pdf).

Department of Foreign Affairs and Trade [2005] *Australia – China Free Trade Agreement Joint Feasibility Study*.

[http://www.dfat.gov.au/geo/china/fta/feasibility\\_full.pdf](http://www.dfat.gov.au/geo/china/fta/feasibility_full.pdf).

Ehrenhaft, Peter D. [2002] “Is Interface of Antidumping and Antitrust Laws Possible?” *George Washington International Law Review* 34:363-400.

Estrin, Saul, and Peter Holmes [1998] “Competition Policy for Central and Eastern Europe: The Challenge of the Europe Agreement.” In Saul Estrin and Peter Holmes eds. *Competition and Economic Integration in Europe*. Edward Elgar.

Feltham, Ivan R., and Stuart Salen [1991] “A Competition (Antitrust) and Antidumping Laws in the Context of the Canada-United States Free Trade Agreement” *Canada-United States Law Journal* 17:71-94.

Fox, Eleanor M. [1998] “The Central European Countries and the European Union’s Waiting Room: Why Must they Adopt the EU’s Competition Law?” In Saul Estrin and Peter Holmes eds. *Competition and Economic Integration in Europe*. Edward Elgar.

Gastle, Charles M., and James Leach [2000] “The Need for an Antidumping Market Structure Test in the Context of Free Trade Agreements.” *Indiana International & Comparative Law Review* 11:37-78.

GAO (United States General Accounting Office) [1995] “U.S.-Canada Free Trade Agreement: Factors Contributing to Controversy in Appeals of Trade Remedy Cases to Binational Panels.” GAO/GGD-95-175BR.

<http://www.gao.gov/index.html>.

Goldstein, Jordan B. [1995] “Dispute Resolution Under Chapter 19 of the United States-Canada Free-Trade Agreement: Did the Parties Get What They Bargained For?”

*Stanford Journal of International Law* 31:275-304.

Government of Canada [2000] Government Response to the Report of the Standing Committee on Foreign Affairs and International Trade on “The Free Trade Area of the Americas: Towards a Hemispheric Agreement in the Canadian Interest.”

<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/documents/FTAAreport-full-e.pdf>.

Government of Canada [2003] “Canada's Proposal: Negotiating Group on Subsidies, Antidumping and Countervailing Duties.”

<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/subsidies-summary03-en.asp>.

Harpaz, Gary [2005] “Dumping’ the Anti-Dumping Instruments in the Trade Relations between the European Union and the State of Israel?: The European Union’s Perspective.” *Journal of World Trade* 39(3):445-482.

Hart, Michael *et al.* [1994] *Decision at Midnight: Inside the Canada-US Free-Trade Negotiations*. UBC Press.

Hazledine, Tim [2004] “Application of the Public Benefit Test to the Air New Zealand/Qantas Case.” *New Zealand Economic Papers* 38(2):279-298.

Hindley, Brian, and Patrick Messerlin [1993] “Guarantees of Market Access and Regionalism.” In Kym Anderson and Richard Blackhurst eds., *Regional Integration and the Global Trading System*. Harvester Wheatsheaf.

Hoekman, Bernard [1997] “Competition Policy and the Global Trading System.” *World Economy* 20(4):383-406.

Hoekman, Bernard [1998] “Free Trade and Deep Integration: Antidumping and Antitrust in Regional Agreements.” In *Policy Research Working Paper* 1950. World Bank.

Hoekman, Bernard, and Petros Mavroidis [1996] “Dumping, Antidumping and Antitrust.” *Journal of World Trade* 30(1):27-52.

Holmes, Frank [2003] “The Rocky Road to CER.” IPS Policy Paper no.17.

[http://www.vuw.ac.nz/ips/policy-papers/policy\\_paper\\_17.aspx](http://www.vuw.ac.nz/ips/policy-papers/policy_paper_17.aspx).

Industry Policy Advisory Committee [1994] *The Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations: Report of the Industry Policy Advisory Committee (IPAC)*.

Jackson, John H. [1997] *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations*. 2<sup>nd</sup> Edition, The MIT Press.

Jacob, Thinam [1998] “Central and East European Countries’ Approximation of Legislation in the Competition Field: If, Why and How?” In Saul Estrin and Peter Holmes eds. *Competition and Economic Integration in Europe*. Edward Elgar.

Kolasky, William J. [2002] “North Atlantic Competition Policy: Converging toward What?” <http://www.usdoj.gov/atr/public/speeches/11153.pdf>.

Longley, Neil, and Terry Wu [1996] “Negotiating Chile’s Accession to the North American Free Trade Agreement: Antidumping and Countervailing Duty Issues.” *Journal of World Trade* 30(1):53-65.

Marceau, Gabrielle [1994] *Anti-Dumping and Anti-Trust Issues in Free Trade Areas*. Clarendon Press Oxford.

Marceau, Gabrielle [1995] “The Full Potential of the Europe Agreements: Trade and Competition Issues.” *World Competition* 19(2):35-69.

Ministry of Commerce, China [2006] “57 nations accept China's market economy status(07/20/06).” [http://www.insidetrade.com/secure/CTE/ChinaTradeExtra\\_main.asp](http://www.insidetrade.com/secure/CTE/ChinaTradeExtra_main.asp).

Ministry of Commerce, China, and the Ministry of Foreign Affairs and Trade, New Zealand [2004] *A Joint Study Report on a Free Trade Agreement Between China and New Zealand*. <http://www.mfat.govt.nz/tradeagreements/nzchinafta/pdf/chinanzftastudy.pdf>.

Miranda, Jorge [1996] “Should Antidumping Laws be Dumped?” *Law and Policy in International Business* 28:255-288.

Miranda, Jorge, Raul A. Torres, and Mario Ruiz [1998] “The International Use of Antidumping: 1987-1997.” *Journal of World Trade* 32(5):5-71.

Moulis, Daniel [2002] *Containing Contingent Protection*.

<http://www.apec.org.au/docs/fta2Moulis.pdf>.

New Zealand Commerce Commission [2003] Commerce Commission Final Determination: Determinations pursuant to the Commerce Act 1986 in the matter of an application for authorisation of a business acquisition and in the matter of an application for authorisation of certain restrictive business practices and involving: AIR NEW ZEALAND LIMITED and QANTAS AIRWAYS LIMITED

<http://www.comcom.govt.nz//BusinessCompetition/Anti-competitivePractices/Applications/ContentFiles/Documents/FinalDetermination.PDF>.

New Zealand-Malaysia [2005] *New Zealand-Malaysia FTA: A Study on the Benefits of a Free Trade Agreement (FTA) between New Zealand and Malaysia*.

<http://www.mfat.govt.nz/tradeagreements/malaysiafta/pdf/nzmalaysiafta-march2005final.pdf>.

Niels, Gunnar, and Adriaan ten Kate [1997] “Trusting Antitrust to Dump Antidumping: Abolishing Antidumping in Free Trade Agreement without Replacing it with Competition Law.” *Journal of World Trade* 31:29-43.

OECD [2004] *Competition Law and Policy in Chile: A Peer Review*.

<http://www.oecd.org/dataoecd/43/60/34823239.pdf>.

OECD, Directorate for Financial and Enterprise Affairs, Competition Committee [2005] “Annual Report on Competition Policy Developments in Canada-- April 1, 2004 through March 31, 2005 -- .” DAF/COMP(2005)32/04.

<http://www.oecd.org/dataoecd/61/63/36498777.pdf>.

O'Keefe, Thomas Andrew [1998] “The Evolution of Chilean Trade Policy in the Americas: From Lone Ranger to Team Player.” *Southwestern Journal of Law and Trade in the Americas* 5:251-271.

Pippin, Kenneth J. [1999] "An Examination of the Developments in Chapter 19 Antidumping Decisions under the North American Free Trade Agreement (NAFTA): The Implications and Suggestions for Reform for the Next Century Based on the Experience of NAFTA after the First Five Years." *Michigan Journal of International Law* 21:101-129.

Prusa, Thomas J. [2001] "On the Spread and Impact of Anti-Dumping." *Canadian Journal of Economics* 34(3): 591-611.

Romero, Alicia Cebada [1999] "Antidumping, Countervailing Duties, and Safeguard Measures: Comparison between the Agreements of the European Community and European Eastern Countries and NAFTA." *Arizona Journal of International and Comparative Law* 16:437-479.

Semiconductor Industry Association [2003] *Comments of the Semiconductor Industry Association to the Negotiating Group on Subsidies, Antidumping, and Countervailing Duties on the Free Trade of the Americas Initiative (FTAA)*. September 29, 2003.  
[http://www.ftaa-alca.org/spcomm/soc/Contributions/Brazil/cscv110\\_e.asp](http://www.ftaa-alca.org/spcomm/soc/Contributions/Brazil/cscv110_e.asp).

Smith, Edward [1998] "EU Competition Policy without Membership: Lessons from the European Economic Area." In Saul Estrin and Peter Holmes eds. *Competition and Economic Integration in Europe*. Edward Elgar.

Sohn, Changho [2005] "Treatment of Non-market Economy Countries under the World Trade Organization Anti-dumping Regime." *Journal of World Trade* 39(4):763-786.

Standing Committee on Foreign Affairs and International Trade of the Canadian House of Commons [1999] "The Free Trade Area of the Americas: Towards a Hemispheric Agreement in the Canadian Interest."  
<http://www.parl.gc.ca/infocomdoc/36/2/fait/studies/reports/faitrp01-e.htm#toc>.

Stewart, Terence [1991] "Administration of the Antidumping Law: A Different Perspective." In Richard Boltuck and Robert E. Litan eds. *Down in the Dumps: Administration of the Unfair Trade Laws*. The Brookings Institute.

Stewart, Terence [1999] "U.S.-Japan Economic Disputes: The Role of Antidumping and

Countervailing Duty Laws.” *Arizona Journal of International & Comparative Law* 16:689-750.

Stewart, Terence, and Timothy C. Brightbill [1996] “Some ‘Heretical’ Observations on the Interaction of U.S. Trade and Competition Laws: A Defense of U.S. Antidumping and Countervailing Duties.” *United States-Mexico Law Journal* 4:35-48.

Thomson, Graeme, and Christopher Langman [1991] “Removal of Trade Remedy Law in Trans-Tasman Commerce.” *Canada-United States Law Journal* 17:203-207.

Trebilcock, Michael J. [1996] “Competition Policy and Trade Policy: Mediating the Interface.” *Journal of World Trade* 30(4):71-106.

Trebilcock, Michael J., and Thomas M. Boddez [1995] “The Case for Liberalizing North American Trade Remedy Laws.” *Minnesota Journal of Global Trade* 4:1-41.

U.S. Chamber of Commerce, Association of American Chambers of Commerce in Latin America, U.S. Section of the Brazil-U.S. Business Council [2000] *Submission to the VI Americas Business Forum: Recommendations for the Workshop on Subsidies, Antidumping and Countervailing Duties*.

[http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS\\_E.ASP](http://www.ftaa-alca.org/SPCOMM/COMMCS_E.ASP).

Warner, Presley [1992] “Canada-United States Free Trade: The Case for Replacing Antidumping with Antitrust.” *Law and Policy in International Business* 23(4):791-890.

Winham, Gilbert, and Heather Grant [1994] “Antidumping and Countervailing Duties in Regional Trade Agreements: Canada-U.S. FTA, NAFTA and Beyond.” *Minnesota Journal of Global Trade* 3(1):1-34.

Wood, Diane [1989] “‘Unfair’ Trade Injury: A Competition Based Approach.” *Stanford Law Review* 41:1153-1200.

World Bank [2006] *World Development Indicators*.

<http://devdata.worldbank.org/wdi2006/>.

WTO [1998] “Inventory of Non-Tariff Provisions in Regional Trade Agreements.”

WT/REG/W/26.

WTO [2000] “Synopsis of “Systemic” Issues Related to Regional Trade Agreements.”  
WT/REG/W/37.

WTO [2006a] “AD Initiations: Reporting Member vs Exporting Country From:  
01/01/95 To: 31/12/05.”  
[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/adp\\_stattab3\\_e.xls](http://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_stattab3_e.xls).

WTO [2006b] “AD Measures: Reporting Member vs Exporting Country From: 01/01/95  
To: 31/12/05.”  
[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/adp\\_stattab8\\_e.xls](http://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_stattab8_e.xls).

WTO [2006c] “AD Sectoral: Distribution of Measures by Exporting Country From:  
01/01/95 To: 31/12/05.”  
[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/adp\\_stattab13\\_e.xls](http://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_stattab13_e.xls).

樊莹 [2005] 「中国参与区域经济一体化的战略利益与特点」。  
<http://www.mofcom.gov.cn/>.

中华人民共和国商务部 [2004] 「巴西承认中国为市场经济地位 中国承诺在巴西投资三年超过 100 亿美元」。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/i/l/200411/20041100306000.html>.

中华人民共和国商务部亚洲司 [2004] 「中国与委内瑞拉加强能源与基础设施合作」。  
<http://yzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200412/20041200324640.html>.

中华人民共和国商务部亚洲司 [2006] 「中韩经贸合作简况」。  
<http://yzs.mofcom.gov.cn/aarticle/ztxx/e/200601/20060101373612.html>.

中华人民共和国商务部世界贸易组织司 [2006] 「57 个国家承认中国完全市场经济地位」。  
<http://chinawto.mofcom.gov.cn/aarticle/g/x/200607/20060702703456.html>.

阿部克則 [2001] 「ガットにおけるダンピング防止税の位置(1)～(3)」『千葉大学法学論集』  
15(3):1-75、15(4):101-167、16(1):21-80。



阿部克則 [2005] 「WTO 体制下におけるダンピング防止税の位置—グローバル化と国際経済秩序の関係の視点から—」『世界法年報』 24:49-78。

川合弘造 [2003] 「途上国反ダンピング提訴の提起する問題—特に急増する中国の対日 AD 発動案件について」『ジュリスト』 1254:45-63。

川島富士雄 [2002-04] 「中国の WTO 加盟に関する研究：対中国経過的セーフガード規定の WTO 法における位置付け(1)～(3)」『金沢法学』 45(1):59-98、45(2):51-105、46(2):1-69。

川島富士雄 [2005] 「『貿易と環境』案件における履行過程の分析枠組みと事例研究—『非貿易的関心事項』に係わる案件の一例として—」川瀬剛志・荒木一郎（編著）『WTO 紛争解決手続の履行制度』三省堂。

経済産業省通商政策局編 [2003] 『2003 年版不公正貿易報告書』。

経済産業省通商政策局編 [2006] 『2006 年版不公正貿易報告書』。

相楽希美 [2002] 「アンチダンピング、セーフガード等 WTO 貿易救済措置の地域貿易協定における扱い」(RIETI Discussion Paper Series 02-J-015)。

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/02090001.html>。

座談会 [2005] 「最近の独占禁止法違反事件をめぐって」『公正取引』 656:2-18。

瀬領真悟 [2006] 「地域経済統合と競争政策・独禁法」(RIETI Discussion Paper Series 06-J-052)。<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/06j052.pdf>。

平覚 [1994] 「北米自由貿易協定 (NAFTA) の紛争処理手続」『日本国際経済法学会年報』 3:117-123。

田中素香 [2002] 「EU・欧州協定」浦田秀次郎（編著）『FTA ガイドブック』ジェトロ。

東條吉純 [2004] 「セーフガードと地域貿易協定—域内不適用行為をめぐる法的問題—」荒木一郎／川瀬剛志（編著）『WTO 体制下のセーフガード—実効性ある制度の構築に向けて』東洋経済新報社。

独占禁止法国際問題研究会 [2002] 『東アジアとの経済連携強化における競争政策の役割』

公正取引委員会。

中川寛子 [2001] 『不当廉売と日米欧競争法』有斐閣。

箱崎大 [2005] 「中国の対外経済戦略とそのインパクト」馬田啓一／大木博巳（編著）『新興国の FTA と日本企業』ジェトロ。

羽場久美子・小森田秋夫・田中素香（編）『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店。

松下満雄 [2001] 『国際経済法[第 3 版]』有斐閣。

安田信之 [2003] 『開発法学』名古屋大学出版会。

表9 主要地域経済統合参加国の国民総所得と一人当たりの国民総所得

		2004 国民総所得 10億ドル	順位 2004	一人当たり 国民総所得 ドル 2004	順位 2004
<b>東アジア・太平洋</b>					
CER	Australia	544.3	14	27,070	25
	New Zealand	81.2	48	19,990	37
	China	1,938.00	5	1,500	129
	Japan	4,734.30	2	37,050	9
	Korea, Rep.	673.1	12	14,000	50
	India	673.20	11	620	159
ASEAN	Indonesia	248	22	1,140	137
	Malaysia	112.6	37	4,520	79
	Philippines	95.1	41	1,170	136
	Singapore	105	39	24,760	29
	Thailand	158.4	31	2,490	104
<b>ヨーロッパ</b>					
2005年前のEC加盟国	Austria	263.9	21	32,280	15
	Belgium	326	18	31,280	17
	Denmark	220.2	26	40,750	6
	Finland	171.9	29	32,880	14
	France	1,888.40	6	30,370	19
	Germany	2,532.30	3	30,690	18
	Greece	185	27	16,730	42
	Ireland	139.6	34	34,310	12
	Italy	1,513.10	7	26,280	28
	Netherlands	523.1	15	32,130	16
	Spain	919.1	8	21,530	34
	Sweden	322.3	19	35,840	10
	Portugal	149.3	33	14,220	49
	United Kingdom	2,013.40	4	33,630	13
	05年加盟国	Czech Republic	93.3	42	9,130
Estonia		9.5	99	7,080	67
Hungary		84.6	46	8,370	62
Latvia		12.9	91	5,580	75
Lithuania		19.7	77	5,740	74
Poland		232.9	25	6,100	72
Slovak Republic		34.9	59	6,480	71
Slovenia		29.5	62	14,770	47
EFTA	Norway	237.8	24	51,810	2
	Switzerland	366.5	17	49,600	3
欧州協定	Bulgaria	21.3	73	2,750	99
	Romania	64.2	51	2,960	98
<b>地中海諸国</b>					
連合協定	Algeria	73.3	49	2,270	113
	Egypt, Arab Rep.	90.6	45	1,250	133
	Israel	118	36	17,360	39
	Jordan	11.9	92	2,190	117
	Lebanon	21.3	74	6,010	73
	Morocco	46.9	56	1,570	128
	Syrian Arab Republic	22.8	71	1,230	134
	Tunisia	26.3	66	2,650	102
	West Bank and Gaza	3.8	135	1,120	135
関税同盟	Turkey	269	20	3,750	89

		2004 国民総所得 10億ドル	順位 2004	一人当たり 国民総所得 ドル 2004	順位 2004
アメリカ					
NAFTA	Canada	905	9	28,310	21
	United States	12,169	1	41,440	5
	Mexico	704.9	10	6,790	70
	Chile	84.2	47	5,220	76
アン デ ス	Bolivia	8.6	101	960	145
	Colombia	90.9	43	2,020	123
	Ecuador	28.9	63	2,210	116
	Peru	65	50	2,360	108
	Costa Rica	19	79	4,470	80
	Guatemala	26.9	65	2,190	117
	Honduras	7.3	109	1,040	141
メ ル コ ス ル	Argentina	137.3	35	3,580	93
	Brazil	551.6	13	3,000	97
	Paraguay	6.9	113	1,140	137
	Uruguay	13.4	88	3,900	88
	Venezuela	105.3	38	4,030	86

出典:世界銀行 World Development Indicators 2006のデータに基づき、筆者作成。